

平成29年度

事業報告書

平成29年4月1日～平成30年3月31日

Japan Securities Dealers Association

日本証券業協会

目 次

御挨拶	1
第1編 事業報告	5
第1章 事業活動の概要	5
第2章 業務に関する事項	13
1 協会員に関する事項	13
2 金融・資本市場活性化への対応	14
3 証券決済制度改革への取組み	18
4 各種要望	19
5 調査・研究に関する事項	24
6 証券知識の普及・啓発に関する事項	30
7 株式市場等に関する事項	35
8 公社債市場等に関する事項	35
9 外国証券等に関する事項	36
10 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項	37
11 投資勧誘等に関する事項	38
12 研修・資格試験に関する事項	41
13 監査・モニタリング等に関する事項	44
14 あっせん・苦情相談に関する事項	49
15 国際交流に関する事項	51
16 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項	54
17 地区協会に関する事項	55
18 内部統制に関する事項	56
19 内部監査に関する事項	56
20 その他	57
第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等	59
第2編 財務報告	74

第3編 資料	121
1 全国証券大会所信	121
2 協会員に関する状況	123
3 協会員の従業員の状況	125
4 株主コミュニティの状況	127
5 株式投資型クラウドファンディングの取扱状況	128
6 グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の状況	128
7 上場株券等の取引所金融商品市場外売買の状況	130
8 時価発行公募増資の実施状況等	131
9 公社債の状況	132
10 店頭CFDの状況	135
11 外国証券に関する事項	135
12 研修・資格試験の実施状況	136
13 金融・証券知識の普及・啓発に関する事項	138
14 税務相談に関する事項	140
15 定款・諸規則改正等	141
~~~~~	
○ 会員名簿	142
○ 特定業務会員名簿	146
○ 特別会員名簿	147
○ 理事会・常勤役員等名簿	150
○ 会議・委員会委員等名簿	150
○ 地区協会関係名簿	153
○ 事務局機構	155
・ 事務局組織の変更	155
・ 主要会議体の機能と構成及び事務局組織	156
・ 本部、地区協会所在地	157
・ 日本証券業協会のウェブサイト等について	158



## 御 挨拶

会 長 鈴木茂晴

この度、平成29年度の事業報告書を取りまとめましたので、この機会に御挨拶申し上げます。

本年度の株式市場、我が国経済を振り返りますと、まず、株式市場については、世界的な景気回復が続き、堅調に推移し、日経平均株価は、本年1月には、26年ぶりに終値で24,000円台に乗せました。その後、米国の急激な長期金利の上昇懸念やトランプ政権の保護主義政策による企業業績の悪化懸念などの海外要因や国内の政治情勢の混乱も懸念材料となり、大きく下落する場面もありましたが、年度初めである昨年4月3日の終値（18,983円）と年度末である本年3月30日の終値（21,454円）を比較いたしますと2,471円（約13%）の上昇となりました。他方、我が国経済は、政府・日本銀行による約5年に及ぶアベノミクスより、名目GDP・企業収益が過去最高の水準に達する中、雇用所得環境も大きく改善しました。

このような状況下、本協会は、「活力ある金融資本市場の実現」、「投資による資産形成の推進」を本年度の主要課題として掲げ、各種取組みを推し進めました。ここではその中から、「中長期的な資産形成への貢献」、「持続可能な開発目標(SDGs)への積極的な取組み」、「金融・証券知識の普及・啓発」、「仲介者の機能・信頼性の向上」及び「グローバルな情報発信・連携の拡充」について所見を申し述べます。

### （中長期的な資産形成への貢献）

我が国における少子高齢化の進展等を踏まえますと、国民の資産形成の重要性はますます高まっており、人生の早い段階から投資を通じた安定的な資産形成を行えるよう環境の整備を進める必要があります。

本年1月より開始された「つみたてNISA」については、若年層を中心とする中長期的な資産形成の手段として極めて有効な制度であり、これまで投資の一步を踏みだせなかった若年層や投資未経験層に証券投資による成功体験を積んでもらうことにより、個人の金融資産が投資へと動き、「貯蓄から投資へ」の流れが進むことを期待しています。

本協会といたしましては、つみたてNISAをはじめ、NISA、ジュニアNISAを含むNISA制度全体が国民の中長期的な資産形成手段としてさらに普及・定着することを目指し、制度の拡充・恒久化及び手続きの

簡素化が図られるよう関係各方面への働きかけを行ってまいります。

加えて、リスク資産の円滑な世代間移転を推進するための相続税評価額の見直しや金融所得課税の一体化の推進等についても検討を進め、その実現に努めてまいります。

#### (持続可能な開発目標 (SDGs) への積極的な取組み)

2015年、国際連合は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、先進国を含む国際社会全体の「持続可能な開発目標」(SDGs)として、2030年を期限とする17の目標と169のターゲットを定め、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処するための取組みを進めています。また、我が国においても、「SDGs推進本部」を設置し、我が国の指針としてSDGs 実施指針を定めるなど、国際協力への取組みを進めつつあります。

このような情勢を踏まえ、証券業界としても、SDGsで掲げられている社会的な課題に積極的に取り組んでいくため、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」を設置いたしました。また、同懇談会における検討テーマを個別に検討するため、「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」、「働き方改革そして女性活躍支援分科会」及び「社会的弱者への教育支援に関する分科会」を同懇談会の下部機関として設置し、各種検討を進めております。

また、本協会といたしても、SDGsの達成に向けた取組みを重要課題と位置付け、本年3月に「SDGs宣言」を公表いたしました。

引き続き、証券業界が、このような持続可能な経済・社会づくりに向けた先駆者となるべく、積極的に取り組んでまいります。

#### (金融・証券知識の普及・啓発)

我が国においては、グローバル化や少子高齢化の進展に伴い、社会構造や雇用環境等に大きな変化が生じており、社会における不確実性が高まっています。こうした状況において、社会の持続的な発展のため、金融を通じてよりよい社会や新たな価値の創造に寄与しようとする態度を育むこと、また、経済的に自立した生活を営むため、実生活において金融を活用できる能力を身に付けることが必要となっております。

本協会では、本年2月に文部科学省から高等学校の次期学習指導要領案が公表され、パブリックコメントに付されたことを受け、本協会が事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」を通じ、学校における金融経済教育のさらなる拡充に向け、個人の金融を通じた社会参画や起業を支える金融の意義・役割、自助における金融商品の選択・活用による資産形成などに関する記述が拡充するように意見を取りまとめ提出いたしました。

また、NISAやiDeCo等の資産形成支援制度に対応し、投資未経験者・初心者を対象とするセミナーや講師派遣事業を推進し、特に長期・積立・分散投資の有用性に対する理解を促すとともに、証券保有比率が低い若年層・女性に向けウェブコンテンツ等の充実を図り、投資に関心がない方を含む幅広い層を対象に投資の意義や必要性の理解を促進するための方策を進めております。引き続き、資産形成支援制

度を含む金融・証券知識の普及を図るため、周知活動に注力してまいります。

#### （仲介者の機能・信頼性の向上）

活力ある金融資本市場の実現には市場仲介者及び資産運用者による機能・信頼性の向上への取組みが不可欠であります。

顧客本位の業務運営は、証券界自身の中長期的なビジネスの拡大・発展にとって極めて重要な課題です。昨年3月に金融庁が策定した「顧客本位の業務運営に関する原則」については、既に多くの市場仲介者及び資産運用者が自社の取組方針を公表しておりますが、各社の取組みが形式的なものにとどまることなく、実質を伴う形で定着するよう本協会では、当該原則を採択して取組方針を公表した会員の情報の一覧をウェブサイトに掲載するとともに、外務員必携や研修においても同原則の内容を取り入れました。また、協会員に対する監査においても同原則の導入状況についての確認をするなど、顧客本位の業務運営がより徹底されるよう支援等を行っております。

今後も各社の対応に資するための必要な支援等を継続して取り組んでまいります。

#### （グローバルな情報発信・連携の拡充）

本年2月、米国証券業金融市場協会との共催により、ニューヨークにおいて、第10回日本証券サミットを開催いたしました。本サミットでは、多くの著名なスピーカー・パネリストの皆様から日本経済の概観や現在及び今後の金融政策、企業価値向上に向けた取組みやESG投資拡大に向けた課題等について議論が行われるとともに、本協会及び日本の証券業界におけるSDGsへの取組みについても紹介を行いました。

本サミットにおいて、直接現地へ赴き、投資家・市場関係者等に我が国金融資本市場の現状や取組み、コーポレートガバナンス強化の進展についての積極的な情報発信を行うことができたことは大変意義があったと感じております。

今後も、日本市場に関する海外への情報発信を継続して実行していきたいと考えております。

以上、本協会の取組状況を概観し、その背景にある基本的な考え方を申し述べましたが、本協会といたしましては、我が国成長戦略に貢献し、広く国民の資産形成を支援することを使命ととらえ、今後も重要な政策課題に取り組み、我が国経済を支える活力ある金融資本市場の発展と投資者の皆様がより一層信頼できる投資環境の整備・充実に全力を注いでまいりたいと考えております。

引き続き、協会員各位のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上



# 第1編 事業報告

## 第1章 事業活動の概要

本年度、本協会では、活力ある金融資本市場の実現と投資による資産形成の推進を目標として掲げ、6つの重点課題に取り組んだ。

### 1 中長期的な資産形成への貢献

#### (1) つみたてNISAの円滑な導入に向けた対応及びNISA、ジュニアNISAの普及・推進

会員のつみたてNISAの円滑な導入に資するため、税法上の届出書類等の参考様式、実務上の取扱い、職場積立NISAに係るガイドライン及び利用規約等を改訂したほか、一般投資者層への制度周知の観点から、ウェブサイトにおけるNISA（少額投資非課税制度）に関するQ&Aを更新するとともに、「つみたてNISAに関するQ&A」を作成・公表した。

また、つみたてNISAの認知度向上を図るため、10月4日の「証券投資の日」には全国紙3紙・地方紙50紙に新聞広告を、9月以降はウェブ広告（バナー広告、動画広告等）を実施し、30年1月及び2月には、本協会制作のテレビCMを放送した。

その他、29年9月末まで及び10月以降の証券会社へのマイナンバー告知をそれぞれ記載したリーフレット、新聞広告、雑誌広告、ウェブ広告及びNISA特設サイト内における周知を行った。

#### (2) NISA制度の拡充・恒久化の実現

平成30年度税制改正要望において、NISA制度の拡充（特定口座への移管デフォルト化、口座開設手続の迅速化、ロールオーバーの手続簡素化、勘定変更手続の簡素化、ジュニアNISAに係る払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例の創設等）及び恒久化（口座開設期間・非課税期間の恒久化）等の要望を掲げ、その実現に向けて関係各方面への働きかけを実施し、税制改正大綱において、特定口座への移管デフォルト化、口座開設手続の迅速化（即日買付け）が措置された。

#### (3) 確定拠出年金制度(iDeCoを含む)の制度改善・普及に向けた取組み

ウェブサイト等を通じてiDeCo等に関する周知を行うとともに、確定拠出年金制度の更なる拡充に向けて関係各方面への働きかけを行った。

また、確定拠出年金普及・推進協議会（事務局：国民年金基金連合会）に参画し、iDeCo等の事務改善や広報について証券界の意見を提出するとともに、30年3月に開催された「規制改革推進会議専門チーム会合」において、金融商品営業業務と運営管理業務の兼務禁止の緩和を訴えた。

#### (4) リスク資産の円滑な世代間移転のための環境の実現

平成30年度税制改正要望において、上場株式等の相続税評価額の見直し、親子二世帯等での投資に係る相続税等の税制優遇措置、相続発生後の株価急落時の救済措置の創設等の要望を掲げ、その実現に向けて関係各方面への働きかけを行った。

また、「資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会」（日本証券経済研究所に委託）において、投資リスクの軽減を図り、経済成長に寄与する投資を促進するための税制措置やリスク資産の円滑な世代間移転のための環境の実現に向けた政策体系や方向性等について、実証分析も含めた調査・研究を行った。

#### (5) 金融所得課税の一体化に向けた取組み

30年度税制改正要望において、デリバティブ取引に係る金融所得課税の一体化、カバードワラント・外国市場デリバティブ取引・私募投資信託等に係る課税方式の見直し、一定の未上場株式について上場株式等に係る課税の特例を適用すること等の要望を掲げ、その実現に向けて関係各方面への働きかけを行った。

## 2 金融・証券知識の普及・啓発

### (1) 学校向け普及活動の推進

#### ① 学習指導要領の改訂に伴う取組み

中学校の次期学習指導要領に基づく新たな教科書等において金融・証券に関する記述が一層拡充されるよう、参考となる図表・データ等の情報を取りまとめ、教科書会社等に提供した。

また、文部科学省から「高等学校学習指導要領案」が公表されるとともにパブリックコメントの募集が実施されたことから、30年3月に意見書を提出した。

#### ② 学校向け支援事業の拡充

金融や証券に関するキーワードについて授業の一部の時間（短時間）で学ぶことができる中学校・高等学校向け新教材「潜入！みんなの経済ワールド」の提供を開始したほか、学校向け講師派遣事業について、派遣件数を増加（小・中・高：141校297クラス、大学：121校220回）させたこと等により、学校向け支援事業の拡充を図った。

### (2) 一般向け普及活動の推進

#### ① NISA・iDeCo等の資産形成支援制度を踏まえた事業展開

投資未経験者・初心者向けの「はじめての資産運用講座」や官公庁・民間企業に対する講師派遣事業等を通じて、NISAやiDeCo等の資産形成支援制度を含む金融・証券知識の普及を図った。

#### ② ウェブサイトによる情報発信の拡充

若年層を対象とした「投資に対する意識調査」を実施し、ウェブサイト内で提供している資産運用や証券投資の基礎知識に関するウェブコンテンツ等について効果検証を行い、本調査結果に基づきウェブコンテンツの強化及びウェブサイトのデザインリニューアル等について検討した。

### (3) 投資の意義・必要性に対する理解の促進

投資に関心がない方を含む幅広い層の方を対象に、投資の意義や必要性に気づいてもらえるような、NISAや「証券投資の日」に係る広報活動を検討し、実施した。

### (4) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止広報活動の実施

29年度「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止に係る広報活動計画に基づき、10月を強化月間

として、警察、消費者行政及び協会員等と連携し、全国47都道府県主要都市での街頭注意キャンペーンを実施した。

また、協会員の各店舗、全国都道府県の警察、自治体及び老人クラブに対しリーフレット等の注意喚起ツールを提供するとともに、鉄道駅構内においてポスターを掲出する等、投資詐欺の被害防止に向けた周知・啓発活動を行った。

### 3 金融資本市場の機能・競争力の強化

#### (1) 東京国際金融センターの実現へ向けた取組み

本協会が共同事務局を務める「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」が取りまとめた報告書（27年9月9日）及び同懇談会の下部機関である「資産運用等に関するワーキング・グループ」が取りまとめた報告書（28年6月30日）で提言された取組みについて、各関係機関における進捗状況を取りまとめ、両会議に報告等を行った。

#### (2) 国債及び株式等の決済期間短縮化の推進

##### ① 国債の決済期間の短縮化（T+1化）

29年8月に「総合運転試験（RT）に関する実施手順書」の改訂版を取りまとめて公表し、同年10月から30年3月までの間において、T+1化後の各社における業務運用の確認のため、総合運転試験（RT）を実施した。

##### ② 株式等の決済期間の短縮化（T+2化）

株式等の決済期間のT+2化に向けた課題への対応等について検討を進め、29年9月、「株券等貸借取引に関するガイドライン」及び「株式等におけるフェイルに関する留意事項」を取りまとめて公表した。

#### (3) 社債市場の充実・多様化に向けた環境整備

社債の取引情報の報告・発表制度について定期検証を行い、その結果を踏まえて、①本協会の発表内容の拡充並びに報告義務の対象となる協会員の拡大を内容とする規則の改正及び②格付マトリクス表に格付会社を追加するガイドラインの改正を行った。

また、公社債に係る各種統計について、T+1化に伴う銘柄後決め方式GCレポ取引の導入に対応するとともに、公社債店頭取引に係る発表内容を拡充するため、規則等を改正した。

更に、法務省法制審議会会社法制部会において検討されている新たな社債管理機関について、立法上の必要な措置がなされるよう、同部会における検討に対し意見を提出した。

#### (4) 株式取引所外取引に関する制度整備、非上場株式市場の利用拡大

##### ① 株式取引所外取引

29年6月、本協会が事務局を務める「PTS信用取引検討会」において、PTS信用取引残高等の集計・報告等に関する検討結果を取りまとめた報告書を公表した。

また、PTSを含む株式取引所外取引の売買停止等のあり方について、「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」において検討を行った。

## ② 非上場株式市場

29年11月、株主コミュニティ制度の周知活動の一環として、会員、事業会社及び投資者等を対象とする「株主コミュニティ制度フォーラム」を開催した。

また、株式投資型クラウドファンディング制度及び株主コミュニティ制度の周知及び認知度の向上を図るため、幅広く周知活動を行うとともに、専用ウェブサイトにおいて、制度の概要説明、取扱状況の公表及び投資家向け注意喚起を行った。

## (5) アジア地域ファンド・パスポートの国内ルールの整備

関係機関の制度整備に合わせ、アジア地域ファンド・パスポート（以下「ARFP」という。）に対応するため、ARFPルールに基づいて国内に輸入するARFPファンド専用の選別基準を新設するなど自主規制規則を改正した。

## (6) 金融資本市場に関する基礎的研究の促進

### ① フィンテックへの取組み

フィンテックの登場により、将来的に証券業がどのように変化するかに焦点を合わせて研究を行うため、29年6月、「証券業界とフィンテックに関する研究会」を設置し、日本証券経済研究所と共同して研究を行った。

### ② 研究者、市場関係者との積極的な交流

客員研究員制度につき、30年3月を任期とする第6期客員研究員5名の研究活動の支援を継続するとともに、第7期客員研究員の採用を決定した。

また、JSDAキャピタルマーケットフォーラムにつき、第1期研究委員がフォーラムを通じて行った研究の成果を論文集として取りまとめ、協会員への通知及び関係各所への配付を行った。

更に、第2期研究委員のフォーラムを4回開催し、各研究委員から、フォーラムを通じて行っている研究の進捗について発表及び意見交換を行った。

## 4 仲介者の機能・信頼性の向上

### (1) 顧客本位の業務運営の徹底に向けた取組み

29年12月、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択して取組方針を公表した会員情報の一覧をウェブサイトに掲載した。また、本年度に発刊した外務員必携及び実施した研修において、同原則の内容を取り入れる対応を行った。

更に、協会員に対する監査の際に同原則の導入状況について確認を行った。

### (2) 協会員の業務運営に係る研究・検討

リテール証券評議会幹事会及び同ワーキング・グループにおいて、証券会社の収益・費用構造に係る集計・分析等を行い、報告書として取りまとめ、メンバー会社に配付した。

また、顧客に交付する契約締結前交付書面の交付要件の見直しに関し、会員における交付の実態をヒアリングするとともに、金融庁と法令改正要望の可否について検討を行った。

### (3) 適切な自主規制機能の発揮

#### ① 機動的・効果的な協会監査

本年度中、会員70社及び特別会員40機関の監査を実施した。

このほか、自己資本規制比率の算出や分別管理の状況等について確認すべき事項が認められた会員7社及び特別会員1機関を抽出し、訪問のうえ、ヒアリング及び実地確認を行った。

#### ② インサイダー取引の未然防止に向けた継続的な取組み

日本取引所自主規制法人や業界団体・経済団体等を通じて、J-IRISS未登録会社に対する登録促進活動を実施した。

#### ③ 証券市場からの反社会的勢力排除の徹底

「反社情報照会システム」等を通じた反社会的勢力の排除支援を行うとともに、会員の照会業務に関する担当者研修会及び実地による確認作業等を実施した。

また、「反社情報照会システム」の一部改修及び反社照会業務の見直しを行い、29年11月、新たな運用による反社照会業務を開始した。

### (4) 協会員の制度改正への対応の支援

#### ① 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の着実な定着及び利活用範囲の拡大に向けた取組み

30年度税制改正要望において、マイナンバーの告知を促進するためのインセンティブとして何らかの税制措置を講じることやマイナンバー利用者の負担軽減の要望を掲げ、要望の実現に向けて関係各方面への働きかけを実施し、税制改正大綱において、氏名等変更時のマイナンバー告知省略が措置された。

また、顧客からのマイナンバーの告知を促進するべく、29年11月及び30年1月に新聞広告を掲載するとともに、関係当局に対し、マイナンバーの告知に関する広報活動への対応を要請した。

更に、NISA口座に係るマイナンバー取得状況調査を実施し、その集計結果を会員へ通知した。

#### ② CRSへの適切な対応

CRSに基づく報告事項の提供手続きの開始に向けて、会員の参考となる追加情報を公表するよう国税庁に働きかけを行うとともに、29年10月、国税庁担当者による報告事項の提供に関する会員向け説明会を開催した。

### (5) 金融サービス利用に伴うトラブルの未然防止のための方策・態勢の整備

FINMACへ寄せられる苦情相談について、定量的・抽象的なフィードバックに加え、より具体的な切り口やテーマに基づく定性的な分析を行い、個社及び業界全体にフィードバックを行うことについて、自主規制企画分科会及び自主規制会議に報告した。

また、29年度上半期に寄せられた苦情相談について、増加傾向が見られる分野、件数や割合の大きい主な会員及び継続的に寄せられる商品や内容に関する個別テーマの分析結果等を報告した。

### (6) 証券界の社会的課題への取組み

SDGsや証券業界におけるSDGs推進に向けた取組み等についての認知度・理解度向上に向け、以下の取組みを実施した。

- ① SDGsバッジを作成し、会員へ配付
- ② 各種マスメディアを通じた対外発信
- ③ 30年3月、SDGs推進への明確なコミットメントを示す「SDGs宣言」を公表

29年9月、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」及び具体的検討を行う下部組織として3つの分科会を設置し、各分科会において以下の検討を実施した。

- ① インパクト・インベストメント促進等の証券業を通じた社会的課題解決に向けた方策
- ② 証券業界における働きがいのある職場環境の整備や女性活躍支援の方策
- ③ 経済的に厳しい状況にある子供等への支援の方策

更に、29年11月、国際資本市場協会（ICMA）との共催によりグリーンボンドセミナーを開催し、日本／アジアの発行体、銀行、証券会社、機関投資家その他の関係機関、報道機関等、約400名が参加した。

## 5 グローバルな情報発信・連携の拡充

### (1) 日本市場の魅力と可能性に関する海外向けPRの推進

30年2月、ニューヨークで米国証券業金融市場協会（SIFMA）との共催により日本証券サミットを開催した。当該会合には、米国の証券関係者を中心に230名が参加した。

### (2) 海外の機関との連携・協力の拡充

29年9月、インドのムンバイで開催されたIOSCO-AMCC中間会合及び研修セミナーに参加した。

また、同年10月に開催されたIOSCOの世界投資者週間（WIW）のキャンペーン活動に参画・協力した。

また、新興国における資本市場育成、国際的連携の強化に資するべく、ASF東京ラウンドテーブルを開催した。当該会合には、アジア・大洋州の18の国・地域の証券市場の自主規制機関・業界団体・規制当局から21名が参加した。

更に、同年11月、ASF総会を東京において主催し、アジア・大洋州の17の国・地域の証券市場の自主規制機関・業界団体（21機関）から49名及び国内の証券市場関係者から約100名が参加した。

### (3) 国際的な法規制等への対応

29年11月、UPI（金融商品特定識別子）ガバナンスに関する金融安定理事会（FSB）のパブリックコンサルテーションに対しコメントを提出した。

更に、IFRS（国際会計基準）に関する動向等について、企業会計審議会、企業会計基準委員会（ASBJ）等を通じて、情報収集等を行った。

### (4) 英語による情報提供の拡大

29年7月、「当面の主要課題」の英語による説明会を開催した。

また、同年10月、IOSCOの世界投資者週間（WIW）サイトへのリンクを実施した。

更に、30年2月、英語版の外務員必携をウェブサイトに掲載した。

その他、ウェブサイトの英語版において、本協会の活動・取組みについて情報発信した。

## 6 事務局運営態勢の整備

### (1) 証券界の各種取組みについての積極的な情報発信

ウェブサイトにおいて、投資者、学生・教育関係者、市場関係者及び報道関係者を対象として、多岐にわたる分野について情報を発信した。特に一般投資者向けに制作している「学ぶ」ページについて、ユーザーの利便性向上のため、29年10月、スマートフォンの対応を可能とした。

また、SNS (Facebook、Twitter) 及びメールマガジンを利用して、本協会の活動・取組みをタイムリーで親しみやすく情報発信するとともに、可能な限り役職員がテレビ、ラジオ、インターネット、雑誌、専門誌等に出演、取材対応、出稿することに努めた。

更に、29年9～10月、スポーツイベント (Jリーグ等) に「証券投資の日」の広告を掲出したほか、会員の役職員に同イベントの観戦券を無償配付することにより、証券界内外における「証券投資の日」の認知度向上を企図するとともに、「証券投資の日」の認知度向上のため「証券投資の日」特設サイトを公開した。

### (2) 本協会の業務継続体制 (BCP) 及びサイバーセキュリティ対策の整備・強化

危機想定に対し毎年度実施する本協会業務の影響度分析 (BIA) を行い、優先継続業務の対象の選定、業務継続に必要なコンティンジェンシープランの整備及びリソースの見直しを行うとともに、地震・台風等の災害発生時における危機対応を行った。

また、29年8月、標的型攻撃メール対策として、セキュリティ脅威の外部からの侵入を防御するため、入口対策を強化し、標的型攻撃メールの遮断・検知を開始した。

更に、BCPWEBシステムの円滑な運営を行うとともに、同年10月、同システムを活用した三市場 (証券市場、短期金融市場、外為市場) による共同訓練を実施した。

### (3) 地域関係者等とのコミュニケーションの充実

29年9～11月、各地域の会員や証券取引所と連携し、各地において実施されている「産・学・官・金」連携活動 (Matching HUB) 等に出展し、地域関係者等との間で意見交換を行うことにより、地域経済界等とのネットワークの構築を企図した。

また、講師派遣件数増加に向け、本部・地区協会において教育関係者・自治体・民間企業に対して、個別訪問等による働きかけを行った。

その他、同年12月、「CIO懇談会」を開催し、日本取引所グループ及び金融情報システムセンターからの講演・意見交換を行った。

### (4) 組織・運営面の向上・見直し

#### ① 本部事務所の移転に向けた検討

29年9月、「本協会本部事務所の在り方に関する特別委員会」(特別委員会) 及び特別委員会ワーキング・グループを設置した。当該ワーキング・グループでは、移転についての基本的な考え方を整理するとともに、移転候補先物件の評価を行い、ワーキング・グループでの検討結果 (報告書) を取りまとめ、特別委員会へ報告した。

特別委員会は、ワーキング・グループの報告書の内容を了承し、同内容を理事会に報告し、理事会の審議の結果、本部事務所の移転に係る方針が決定された。

② 戦略的な人材の採用・育成

29年7月以降、海外大学院及び海外語学学校へ職員を留学させるとともに、会員、行政及び証券関係機関等と人材交流を図る等、国際業務・国際交流事業、証券実務を担う職員の育成を実施した。また、海外大学院及び海外語学学校への留学を継続して実施するとともに、女性の積極的な採用に取り組み、30年3月卒新卒採用12名のうち、7名の女性職員を採用した。

③ 職員のワークライフバランスの向上

29年10月に設置したJSDA働き方改革プロジェクトのテーマのうち、「適切な労務管理体制の構築」に係る取組みとして同年12月にとりまとめた「業務効率性の向上を目的とした業務の見直し」に沿った見直し策の実行に着手した。また「全ての職員が安心して働ける職場環境の整備」に係る取組みとして、有給休暇の取得状況や残業時間の可視化の取組み等を実施した。

## 第2章 業務に関する事項

### 1 協会員に関する事項

#### (1) 協会員の現況

##### ① 会員の現況

本年度中、会員7社が加入し、4社の会員権が消滅（内訳：脱退3社、合併1社）した結果、会員数は、本年度末で264社（前年度比3社増）となっている。なお、会員のうち、外国法人は10社（前年度比1社減）となっている。

会員の従業員数は、29年12月末で約9万1千人（28年12月末約9万人）と前年度から約1千人の増加となった。

会員の店舗数は、本年度末で2,154店（前年度末2,147店）と前年度から3年続けての増加となった。

##### ② 特定業務会員の現況

本年度中、特定業務会員2社が加入した結果、特定業務会員数は、本年度末で6社（前年度比2社増）となっている。

##### ③ 特別会員の現況

本年度中、特別会員2機関が加入し、3機関の特別会員権が消滅（内訳：脱退3機関）した結果、特別会員数は、本年度末で209機関（前年度比1機関減）となっている。

#### (業態別特別会員数（平30.3.31現在）)

業 態	特別会員数
都 市 銀 行	5
信 託 銀 行	12
政 府 系 ・ 系 統 金 融 機 関	3
地 方 銀 行	64
第 二 地 銀 協 地 銀	41
信 用 金 庫	39
信 用 金 庫 連 合 会	1
生 命 保 険 会 社	11
損 害 保 険 会 社	4
短 資 会 社	3
外 国 銀 行	13
証 券 金 融 会 社	1
信 用 組 合	3
そ の 他 銀 行	9
合 計	209

## (2) 協会の加入審査等に関する対応

本年度中、本協会への加入を希望する金融商品取引業者等について、行政当局と緊密な連携を取りつつ、当該金融商品取引業者等の業務、財務内容等の確認を行った。

確認した結果については、「第一種金融商品取引業者等の加入審査等に関する専門調査会」において審査を行うとともに、同専門調査会の審査結果を踏まえ、金融商品取引業者等の本協会への加入について総務委員会及び理事会において審議を行った。

また、既存の会員については、財務内容のモニタリングを実施するとともに、経営体制、事業内容等の状況に変更があった会員については特に注視し、同専門調査会において当該会員の情報共有を行いつつ、必要に応じて行政当局とも連携を図った。

## (3) 協会員交流・意見交換促進に関する取組み

### ① 会員との意見交換促進

本協会と会員間等の相互理解の向上と意思疎通の促進等を図るため、各地区において本協会会長と会員代表者との懇談会を開催し、意見交換を行った。

また、当該懇談会で出された本協会への意見・要望への対応状況について、本協会の役員が各地区を訪問し、中間報告を行ったほか、各地区の会員のニーズに合わせ、自主規制規則の改正や本協会の最近の取組み等について、本部担当部署の役職員が各地区を訪問し、各地区の会員代表者又は実務担当者との意見交換を行った。

更に、全国4地区4会場において、各地域の会員証券会社や証券取引所と連携し、各地において実施されている「産・学・官・金」連携活動（Matching HUB）などに出店し、地域関係者等との間で意見交換を行うとともに、地域経済界等とのネットワークの構築を図った。

このほか、会員のニーズを踏まえ、全国2地区2会場において、その地域に店舗を有する会員が参画する経済団体あるいは取引所等と共催するなどして投資セミナーの実施等を支援した。

### ② 特別会員との意見交換促進

本協会の主要課題の審議状況等について適宜説明し、意見交換を行う場として、「特別会員懇談会」を設置している（20年8月設置。本年度中、2回開催）。

本年度は、協会予算等に関する中期方針（第4期）、平成30年度予算編成の指針、本協会本部事務所の移転などについて審議・報告を行った。

## 2 金融・資本市場活性化への対応

### (1) 東京国際金融センターの推進等に係る取組み

本年度中、「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」（26年9月設置）と本懇談会の下部機関である「資産運用等に関するワーキング・グループ」（27年9月設置）の合同会合を1回開催した。

本合同会合では、27年9月に同懇談会が公表した「東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書」及び28年6月に同ワーキング・グループが公表した「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」において提言された取組みについて、各関係機関による対応に係る報告及び検討を行った。

29年12月、新興資産運用業者育成プログラム（EMP）の導入促進を目的として東京都が主催したEMPセミナーを後援した。

## (2) 政府審議会等への対応

### ① 「規制改革推進会議専門チーム会合」への対応

内閣府「第3回規制改革推進会議専門チーム会合」（30年3月開催）の関係団体ヒアリングに出席し、確定拠出年金制度に係る規制改革として、運用商品の販売・勧誘業務と運営管理業務の兼務禁止の緩和について意見を述べた。

### ② 法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会への対応

法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会に、参考人として出席し、同部会で検討されている「新たな社債管理機関（社債管理補助者）」について、立法上の必要な措置について意見を述べた。また、「株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求の仕組み」について、口座管理機関の現状の実務を踏まえ意見を述べた。

## (3) SDGsの推進に向けた取組み

### ① 証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会

29年9月、証券業界としてSDGs（国際連合が定めた「持続可能な開発目標」）で掲げられている社会的な課題に積極的に取り組んでいくため、本協会会長の諮問機関として「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」（本年度中、2回開催）を設置した。

また、本懇談会における検討テーマを個別に検討するため、本懇談会の下部機関として「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」（本年度中、3回開催）、「働き方改革そして女性活躍支援分科会」（本年度中、2回開催）及び「社会的弱者への教育支援に関する分科会」（本年度中、3回開催）を設置し、証券会社が本業を通じて貢献できる分野、証券業界における働き方改革及び女性活躍支援、経済的困難を抱える子ども達への支援の必要性やその方策について検討を行った。

### ② SDGsの認知度向上に向けた取組み

SDGsの認知度向上を図るため、SDGsのアイコン（国際連合）を用いたSDGsバッジを作成し、29年10月までに会員役職員へ約1万個を配布した。

### ③ 「SDGs宣言」の公表

30年3月、本協会としてのSDGs推進に関する明確なコミットメントを国内外に表明するため、「SDGs宣言」を公表した。

### ④ 国際イベントを通じたSDGs推進に向けた取組み

グリーンボンドセミナー、アジア証券人フォーラム（ASF）年次総会及び日本証券サミットにお

いて、本協会のSDGsに関する取組みについての情報発信や意見交換等を行った（詳細は、本章 15「国際交流に関する事項」参照）。

#### (4) NISAの普及・推進に向けた取組み

NISAの普及・推進に向け、次の取組みを行った。

##### ① NISA広報活動の実施

つみたてNISA制度が30年1月から開始されることに伴い、円滑な導入を図るため、つみたてNISAの認知度向上を目的としたテレビCM、新聞広告及びウェブ広告を実施した。NISA、ジュニアNISA及び一部のつみたてNISAの広報活動については、前年度に引き続きタレントの谷花音さん、佐藤隆太さん、平岩紙さん、斎藤洋介さんをイメージキャラクターとして起用し、リーフレット、パンフレット、ポスターの制作・配布、ウェブ広告を実施した。さらに、NISAへの興味・関心を促進する目的として、投資漫画「インベスターZ」とタイアップした冊子の作成・配布を実施し、NISA特設サイト内においても公開した。

また、NISAの利用者に対し、証券会社へのマイナンバー告知を促すため、リーフレットの作成、新聞広告、雑誌広告、ウェブ広告及びNISA特設サイト内におけるページを作成した。

##### ② 「NISA相談コールセンター」の設置

個人からのNISAについての質問・相談へ対応するため、「NISA相談コールセンター」を前年度に引き続き、設置した（本年度中、相談件数2,455件）。

##### ③ 職場積立NISAに関するガイドライン等の改訂

29年9月、つみたてNISAの導入を踏まえ「職場積立NISAに関するガイドライン」及び利用規約雛形を改訂した。また、29年11月、「職場積立NISAに係る実務上の取扱い（Q&A）」を改訂した。

##### ④ 職場積立NISAの導入状況等の公表

29年9月及び30年3月、職場積立NISAの導入状況等について取りまとめ、公表した。

#### (5) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止のための取組み

依然として多発している「株や社債をかたった投資詐欺」被害の防止を図るため、29年度「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止に係る広報活動計画に基づき、前年度に引き続き、全国の警察で例年10月に行われる「全国地域安全運動」と連携して、警察、会員、財務局、消費者行政等の協力のもと、全国都道府県の主要49都市において街頭注意キャンペーンを実施するとともに、協会の店舗等での顧客等への注意喚起依頼、警察主催イベント・老人クラブ・鉄道会社・図書館・公民館等へのリーフレット・ポスターの提供を通じた注意喚起等、広報啓発活動を実施した。

上記広報啓発活動に加え、投資者・消費者からの照会・相談窓口として「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止コールセンターを引き続き設置し、通報の受付（本年度中、453件の通報を受付）や通報者へのアドバイス等を行うとともに、通報状況等のウェブサイトでの公表や行政への情報提供を行った。

#### (6) 非上場株式市場の利用拡大に向けた取組み

株式投資型クラウドファンディング及び株主コミュニティの制度の周知及び認知度の向上を図るため、本協会内外での各種会合・セミナー等の機会を捉え、幅広く周知活動を行うとともに、専用ウェブサイトにおいて、制度の概要説明、取扱状況の公表及び投資家向け注意喚起を行った。また、株主コミュニティの制度の周知活動の一環として、29年11月8日に「株主コミュニティ制度フォーラム」を開催した。

株式投資型クラウドファンディングについては、29年4月に第1号案件の募集が開始され、また、専業業者の数は本年度中に3社に増加した。一方、株主コミュニティについては、運営会員の数は5社、銘柄数は17銘柄に増加し、27年5月の制度創設からの累計の売買代金が30年3月に11億円を突破した。

#### (7) 株式取引所外取引に関する制度整備に向けた取組み

PTS（私設取引システム）における信用取引のあり方について、PTS業務を行う証券会社、金融商品取引所、証券会社及び証券金融会社など関係機関の実務担当者及び学識経験者により構成する「PTS信用取引検討会」（29年2月設置）に事務局として参加し、29年6月、関係者間の連携の大枠について合意に至ったものを「PTS信用取引検討会報告書」として取りまとめ、公表した。その後、引き続き、PTS信用取引の適切なスキームの構築についての検討に協力した。

また、PTSを含む株式取引所外取引の売買停止等のあり方について、「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」において検討を行った。

#### (8) 金融・資本市場統計の整備

投資環境の整備の一環として、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、29年11月、第11回「金融・資本市場統計整備懇談会」を開催した。本懇談会では、各統計公表団体における最近の取組み等について報告を行ったほか、総務省より「『骨太の方針2017』に盛り込まれた『統計改革の推進』について」、(株)大和総研より「金融業におけるビッグデータ利活用の可能性」、日本銀行より「統計整備をめぐる国際的な動向について」と題するプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

#### (9) 金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力の排除に向けた取組み

##### ① 会員からの相談への対応及び研修等への支援

証券保安対策支援センターにおいて、個別の「反社会的勢力の疑いがある者の照会」の受付業務を行うとともに、反社会的勢力の排除に際しての相談対応・支援等を行った（本年度中、5社5回の相談を受付け）。

会員の反社会的勢力の排除に関する取組みを支援するため、会員が主催する社内研修等に対して、同センター職員を講師として派遣した（本年度中、6回派遣）。

② 「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」における検討

「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」において、「反社情報照会システム」の安定的な運用に向け、検討を行った。

③ 反社情報照会システムのより効果的な活用に向けた取組み

25年1月、警察庁の「不当要求情報管理機関支援システム」（警察庁DB）と接続を行い、25年2月から本格稼働した「反社情報照会システム」のより効果的な活用に向け、会員の照会担当者等向け研修の実施（本年度中、全国各地で計12回実施、502名が出席）、証券保安対策支援センター職員による実地確認の実施（本年度中、60社に対して実施）等を行った。

29年11月、「反社情報照会システム」の一部改修及び反社照会業務の見直しを行い、新たな運用による反社照会業務を開始した。

④ 「証券警察連絡協議会」の運営支援

会員、都道府県警察、財務局、暴力追放運動推進センター、弁護士会、証券取引所及び本協会で構成する都道府県ごとの「証券警察連絡協議会」において、警察当局等の関係各機関との連絡・連携強化を図るとともに、実務担当者・新入社員等の研修会及び情報交換会等を積極的に実施した（本年度中、延べ66回開催）。

各都道府県協議会の活発な取組みが評価され、本年度においては、福井県、愛知県、宮城県及び富山県の協議会において、警察当局及び暴力追放運動推進センターによる連名表彰を受賞した。

⑤ 弁護士会等との意見交換

定期的に近畿弁護士会や暴力追放運動推進センターとの意見交換会を実施するなど、弁護士会等と積極的に意見交換を行った。

(10) 全国証券大会の開催

平成29年全国証券大会は、本協会、全国証券取引所協議会及び（一社）投資信託協会の3団体共催で、9月28日午後3時から、東京大手町の経団連会館 国際会議場において開催された。

本大会では、鈴木 本協会会長が主催団体を代表して挨拶を行うとともに、①投資による資産形成の推進、②活力ある金融資本市場の実現の2点を柱とする「所信」を表明した。

続いて、来賓の麻生副総理財務大臣金融担当大臣、黒田日本銀行総裁及び木村日本経済団体連合会副会長からそれぞれ挨拶が行われた。

### 3 証券決済制度改革への取組み

我が国金融・資本市場の競争力強化には、証券決済システムの一層の利便性の向上及びリスク管理の強化等が必要となっている。

本協会では、このような課題に対応するために、以下の活動を実施した。

#### (1) 国債の決済期間の短縮化に関する検討

本年度中、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（21年9月設置）を4回開催した。また、国債のT+1化に伴う実務上の課題等について、本ワーキング・グループの下部に設置した各検討体において、集中的に整理・検討を行った。

29年6月、金融庁の「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月公表）に基づき作成された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」について、進捗状況を取りまとめ、公表した。

29年10月から30年3月にかけて、T+1化後の国債取引に係る事務の確認・習熟を図るため、3つのフェーズにわたり総合運転試験を実施し、30年3月、当該総合運転試験の結果を踏まえ、T+1化実施日の延期を不要とする判断結果を公表した。

#### (2) 株式等の決済期間の短縮化に関する検討

本年度中、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（27年7月設置）を1回開催し、株式等の決済期間のT+2化の実現に向けた課題への対応等について検討を行った。

29年9月、本ワーキング・グループにおける検討を踏まえ、「株券等貸借取引に関するガイドライン」及び「株式等におけるフェイルに関する留意事項」を取りまとめ、公表した。

## 4 各種要望

本年度において、正式に要望した事項は、以下のとおりである。

#### (1) 平成30年度税制改正に関する要望

29年9月、平成30年度税制改正に関し、次の事項について、金融庁及び財務省に要望した。

##### ① 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

イ. NISA（一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA）の拡充、簡素化、根拠法の制定及び恒久化

###### 【拡充・簡素化】

- (イ) 非課税期間終了時の払出し先について、一般口座ではなく特定口座を原則とすること
- (ロ) 口座開設手続の迅速化を図ること
- (ハ) ロールオーバーに係る移管依頼書の電磁的提出の範囲を拡大すること
- (ニ) 「非課税口座異動届出書」の提出による当年中の勘定の変更を認めること
- (ホ) ジュニアNISAの払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること
- (ヘ) 成人年齢引下げに伴い一般NISA・つみたてNISAの対象年齢を18歳以上とすること

###### 【根拠法の制定、恒久化】

- (イ) NISA制度が国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA法）を制定すること

- (ロ) 口座開設期間を恒久化すること
  - (ハ) 非課税期間を恒久化すること
  - (ニ) スイッチング（取得した上場株式等の売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得）を認めること
  - (ホ) NISAに係る制度の一本化を検討する場合には、個々の投資者のライフプランや目的に応じた投資手法の選択肢を狭めることがないように、現行のNISA制度の更なる活用を前提とすること
- (注) NISAは少額投資非課税制度。「一般NISA」は成年を対象とした制度、「つみたてNISA」は積立投資に特化した制度、「ジュニアNISA」は未成年者を対象とした制度

#### ロ. 確定拠出年金制度の拡充

- (イ) 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- (ロ) 拠出限度額の引上げやマッチング拠出の弾力化、中途引出要件の緩和等の措置を講じること

#### ② 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

##### イ. 上場株式等の相続税評価額等の見直し

- (イ) 上場株式（ETF及びREIT等を含む。）及び公募株式投資信託の相続税評価額を見直すこと
- (ロ) 親子二世代等での上場株式（ETF及びREIT等を含む。）及び公募株式投資信託への投資について相続税等に関する税制優遇措置を講じること
- (ハ) 急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式（ETF及びREIT等を含む。）並びに公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること

##### ロ. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

#### ③ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

##### イ. 金融所得課税一体化の促進等

- (イ) デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること（注1、注2）
- (注1) 現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募株式投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること
- (注2) 実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- (ロ) 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること
- (ハ) 未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を満たすものに限る。）について、上場株

式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

ロ. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

ハ. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図ること

ニ. 投資信託・投資法人制度等の拡充

(イ) 投資信託等（公募証券投資信託・ETF・ETN・REIT等）に係る外国税額控除制度を見直し、投資信託等が海外で納付した外国税額について、投資信託等の収益の分配にかかる所得税から控除することを可能とすること

(ロ) 投資法人が海外不動産へ投資した場合に現地で源泉徴収された税額について、国内における投資法人の利益分配に係る90%超配当要件の対象所得から除外すること

(ハ) 投資法人に係る国内50%超公募要件について、新投資口予約権無償割当（ライツ・オファリング）により海外投資家に割り当てられた新投資口予約権の行使により取得される投資口には適用されないことを明確化すること

(ニ) 不動産取得税の税率に係る軽減措置を延長すること

④ マイナンバー利用者の負担軽減・告知の促進のための税制措置

イ. マイナンバー利用者の負担軽減

(イ) マイナンバー既告知者が氏名又は住所を変更した場合において、変更告知に係るマイナンバーの告知等を不要とすること

(ロ) 一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISAに係る口座廃止又は他の営業所への口座移管（事業譲渡等を含む。）が行われた場合に金融商品取引業者等が所轄税務署長に提供すべき事項について、マイナンバーの記載を必須としないこと

(ハ) マイナンバー告知の際の本人確認手続の簡素化を図ること

ロ. マイナンバー告知の促進

- マイナンバーの告知を促進するためのインセンティブとして、例えば、次のような税制措置を講じること

- ・ 平成30年12月末までに金融商品取引業者等にマイナンバーを告知した者は、同期間において、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間について7年程度に延長するとともに、デリバティブ取引損益について上場株式等の利子・配当等及び譲渡損益との損益通算を可能とすること

- ・ 平成30年12月末までに金融商品取引業者等にマイナンバーを告知した者は、平成29年分から平成31年分の確定申告の際に、一度限り一定額の所得税額の特別控除を認めること 等

⑤ 市場環境の整備及び投資者の利便性向上のための税制措置

イ. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

- 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例について、適用期

限を撤廃又は延長すること

ロ. 特定口座制度等の利便性向上

(イ) 特定譲渡制限付株式（いわゆるリストラクテッド・ストック）について譲渡制限解除時に特定口座への受入れを可能とすること

(ロ) 自社株式等を対価とする公開買付けにおいて、株主への課税を繰り延べるとともに、当該自社株式等について特定口座やNISA口座（一般NISA・ジュニアNISA）への受入れを可能とすること

⑥ その他の税制措置

イ. 上場会社等が資本剰余金配当や会社分割等を行う場合には、源泉徴収義務等を履行するために必要となる情報について、特定口座等を管理する証券会社に対して適時適切に通知することを義務付けること

ロ. 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

(2) 税制改正要望に関する各界との懇談

① 金融庁 平成30年度税制改正要望ヒアリングにおける意見陳述

29年7月、金融庁の平成30年度税制改正要望ヒアリングにおいて、証券界の平成30年度税制改正に関する要望を行った。

② 自由民主党各会合における意見陳述

イ 29年11月、「証券市場育成等議員連盟懇談会」に出席し、証券界の平成30年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

ロ 29年11月、「予算・税制等に関する政策懇談会」に出席し、証券界の平成30年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

③ 公明党会合における意見陳述

29年11月、「公明党 財政・金融部会」に出席し、証券界の平成30年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

④ 希望の党会合における意見陳述

29年11月、「希望の党 税制改正要望ヒアリング」に出席し、証券界の平成30年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

⑤ 立憲民主党会合における意見陳述

29年11月、「立憲民主党 財務金融部会」に出席し、証券界の平成30年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

(3) 「民事執行法の改正に関する中間試案」に対する意見提出

法務省において、「民事執行法の改正に関する中間試案」が公表され、パブリックコメントが募集

されたことに対応し、29年11月、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同省へ提出した。

(4) 「平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等」に対する意見提出

金融庁において、「平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、29年11月、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(5) 「「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案の概要」に対する意見提出

厚生労働省において、「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案の概要」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、29年12月、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同省へ提出した。

(6) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（案）」及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見提出

金融庁において、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（案）」及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、30年1月、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(7) 「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）に対する意見提出

金融庁において、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、30年2月、会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(8) FSB等の市中協議文書への意見提出

金融安定理事会 (FSB) が公表した、「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み案」について、29年5月、国際関係懇談会及び同ワーキング・グループでの検討を踏まえて意見書を提出した。

また、金融安定理事会 (FSB) が公表した、「固有商品識別子 (UPI) のガバナンス・アレンジメントに関する市中協議（主要な基準と機能方法）」について、29年11月、国際関係懇談会及び同ワーキング・グループでの検討を踏まえて意見書を提出した。

(9) 消費者契約法の改正に係る意見提出

29年4月、内閣府消費者委員会に設置されている消費者契約法専門調査会において、消費者庁より示された消費者契約法の改正に向けた論点に対して、金融商品取引法との整合性や、証券業界における商慣習・投資者保護制度への影響を鑑みて検討するよう意見書を提出した。

## 5 調査・研究に関する事項

### (1) 証券関係税制問題への取組み

下記のとおり、国税庁等の関係省庁に確認した実務上の取扱いに係る会員通知の周知、当該関係省庁からの依頼等に基づく各制度の取扱いに係る周知を行った。

#### ① NISA及びジュニアNISA関係

- ・ 【金融庁からの周知依頼】『つみたてNISA』の対象商品に関するQ&A』について
- ・ 「つみたてNISA」に関する実務上の取扱いについて
- ・ 【金融庁からの周知依頼】 つみたてNISAに係る勧誘について
- ・ 「NISAに係る実務上の取扱い（第2版）」及び「ジュニアNISAに係る実務上の取扱い（第9版）」並びに各種参考様式の改訂について
- ・ 「非課税口座に関するQ&A ～NISA及びつみたてNISAについて～」及び「ジュニアNISA口座に関するQ&A ～ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）について～」の改訂について
- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に関するQ&A」及び「ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）に関するQ&A」の改訂並びに「つみたてNISAに関するQ&A」の公表について
- ・ 「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」及び「つみたてNISA対象商品の選定理由の公表の取扱いについて」について
- ・ 「つみたてNISA対象商品として事前相談のあったもののうち、法令上の要件を満たしている商品」（対象商品リスト）及び「対象商品届出書」のフォーマットの御送付について
- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に係る事務（金融商品取引業者等向けの情報）」の改訂等について
- ・ NISA及びジュニアNISAに係る国税庁法令解釈通達の改正について
- ・ 【国税庁からの周知依頼】NISAに係る非課税適用確認書等の発送状況について

#### ② 公社債関係

- ・ 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の非課税の特例に関する非課税適用申告書等の参考様式の改訂について
- ・ グロスアップ条項が付された円建外債の利子に係る源泉徴収等の取扱いについて
- ・ 「外国金融機関等の債券現先取引に係る特定利子の非課税制度の概要及び実務上の取扱い」の改定について
- ・ タカタ株式会社第1回無担保社債等に係る特定口座からの払出し時期について

#### ③ 番号法関係

- ・ 社会保障・税番号（マイナンバー）制度導入に伴う個人番号等の告知等の取扱いについて【追補】
- ・ 【金融庁からの周知依頼】NISA口座保有者からのマイナンバーの早期取得に向けた取組みについて
- ・ （国税庁からの周知依頼）税務関係書類へのマイナンバー記載に係る制度周知について

④ 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度関係

- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」における報告事項の提供に関する照会への回答について（第1、2版）
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関するチェックシートについて
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（FAQ（報告事項の提供）」等の公表・改訂について
- ・ 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（報告事項の提供）に関する関係省庁への照会への回答について（第1、2版）
- ・ 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における報告対象国について
- ・ e-taxホームページ「CRS報告コーナー」の開設について（非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度）
- ・ FAQ「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」の改訂について
- ・ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関するチェックシートの様式案等について

⑤ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置関係

- ・ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&A（文部科学省作成）等の更新について
- ・ 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に係る文部科学省からの対応依頼について

⑥ その他

- ・ 平成29年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する等の法律」等の公布等について
- ・ 新QI契約の更新期限について
- ・ 災害等の事由に係る勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の要件外払出しに関する課税の特例について
- ・ 「『会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領』等の周知について」（証券保管振替機構通知）の送付について
- ・ （国税庁からの周知依頼）Windows10でe-Taxソフト（Web版）等を利用する際の留意事項について
- ・ 出国税に係る実務上の取扱い（Q&A）について
- ・ リストリクテッド・ストック（法人が役務の対価として交付した譲渡制限付株式）に係る税務上の取扱いについて
- ・ 国税庁法令解釈通達「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」の一部改正について
- ・ 国税庁法令解釈通達「『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の一部改正について」の公表について

- ・ 非上場会社等の資本異動に係る情報提供の見直しについて
- ・ 「QI契約の遵守のための顧客管理規程」(参考モデル) について
- ・ 「会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領」の改正について
- ・ スピンオフ(分割型分割及び株式分配)により交付される上場株式の特定口座等への受入れに係る実務上の取扱いについて
- ・ 「会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領」等の周知について
- ・ 非上場会社のスピンオフ(分割型分割・株式分配)により交付される上場株式の特定口座への受入れに係る実務上の取扱いについて
- ・ 株式交換に反対する株主が買取請求を行う場合のみなし配当に係る源泉徴収義務について

## (2) 税制改正等についての会員向け説明会の実施

- ① 平成29年度税制改正によって措置された「つみたてNISA」等につき、金融庁担当官を招き、「『平成29年度税制改正の概要～積立NISAを中心に～』説明会」を開催した。

東京：29年4月10日  
 大阪：29年5月10日  
 九州：29年5月12日  
 北陸：29年5月18日  
 四国：29年5月24日  
 中国：29年5月25日  
 名古屋：29年6月1日

- ② 平成27年度税制改正によって措置された非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度における報告事項の提供方法につき、国税庁担当官を招き、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度(報告事項の提供)に関する説明会」を開催した。

東京：29年10月30日

- ③ 平成30年度税制改正にて措置された事項につき、金融庁担当官を招き、「『平成30年度税制改正大綱の概要』説明会」を開催した。

東京：30年1月26日

## (3) 国際的な脱税及び租税回避行為の防止に係る制度への対応

米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)について、アドバイザー契約を締結している監査法人に確認の上、FFI契約に係る登録更新手続きについて周知を行った。

## (4) 「個人投資家の証券投資に関する意識調査」の実施

平成30年度税制改正要望等の参考とするため、「個人投資家の証券投資に関する意識調査」を実施するとともに、調査結果を取りまとめ、29年10月に公表した。

(5) 日本の証券会社の財務、パフォーマンス等の検証

過去10年間（18年度～27年度）における会員の「事業報告書」の情報を基に、規模や取引所参加者か否か等の外形的な基準だけでなく、取扱商品・サービスの内容、外部委託利用の有無等にも着目して新たな類型化を試み、それらを踏まえた、日本の証券会社の財務、パフォーマンス等の検証を行うとともに、その結果を報告書に取りまとめ、30年1月に公表した。

(6) 証券業界とフィンテックに関する研究

29年6月、（公財）日本証券経済研究所と共同でフィンテックが証券業界にどのような含意を持つか基本的な評価を試みることを目的として、同研究所に「証券業界とフィンテックに関する研究会」を設置し、同研究会を8回開催した。

(7) 資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究

29年2月、（公財）日本証券経済研究所と共同で個人の資産形成の現状分析や資産形成と相続に係る税制とその影響分析を行うため、同研究所に「資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係に関する研究会」を設置し、本年度中、同研究会を6回開催するとともに、中間報告書を取りまとめ、29年11月に公表した。

(8) 米国証券税制の手続・執行面に関する実態調査

29年12月から3月にかけて、中長期的な税制改正要望の参考とするため、米国証券税制の手続・執行面に関する実態調査を実施した。

(9) 有価証券市場デリバティブ取引等、有価証券店頭デリバティブ取引等及び有価証券関連外国市場デリバティブ取引等に関わる調査の実施

29年8月、平成30年度税制改正要望の参考とするため、「有価証券市場デリバティブ取引等に関わる調査」、「有価証券店頭デリバティブ取引等に関わる調査」及び「有価証券関連外国デリバティブ取引に関わる調査」を実施し、調査結果を平成30年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供した。

(10) 「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」の実施

29年8月、平成30年度税制改正要望の参考とするため、「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」を実施し、調査結果を平成30年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供するとともに会員通知・公表を行った。

(証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査結果の概要)

	第十二回調査 (27年6月末)	第十三回調査 (28年6月末)	第十四回調査 (29年6月末)
調査対象会員証券会社数(社)	250	256	264
特定口座取扱会社数(社)	150	153	156
特定口座数合計(口座)(A)	18,523,625	20,654,270	21,841,014
源泉徴収選択口座数合計(口座)(B)	16,989,173	18,995,124	20,065,349
源泉徴収選択割合(B/A)	91.72%	91.97%	91.87%

(参考)

株式数比例配分方式選択口座数 (個人に限る)	6,544,631	8,385,956	9,652,574
---------------------------	-----------	-----------	-----------

(1) NISA口座等に係る調査の実施

29年6月、9月、12月及び30年3月、金融庁からの依頼に基づき、「NISA口座の開設・利用状況調査」(基準日はそれぞれ29年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに会員通知・公表を行った。

(「NISA口座の開設・利用状況調査」の概要)

	29年3月末現在	29年6月末現在	29年9月末現在	29年12月末現在
調査対象会員証券会社数(社)	261	263	264	265
NISA取扱証券会社数(社)	131	133	133	133
NISA口座数合計(口座)	6,362,393	6,437,689	6,504,304	6,481,223

(2) ジュニアNISA口座等に係る調査の実施

29年6月、9月、12月及び30年3月、金融庁からの依頼に基づき、「ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」(基準日はそれぞれ29年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに会員通知・公表を行った。

（「ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」の概要）

	29年3月末現在	29年6月末現在	29年9月末現在	29年12月末現在
調査対象会員証券会社数（社）	261	263	264	265
ジュニアNISA取扱証券会社数（社）	120	122	122	122
ジュニアNISA口座数合計（口座）	99,504	109,225	119,086	130,439

(13) 非居住者又は外国法人の保有する振替社債等の残高情報等の調査の実施

29年4月及び30年1月、金融庁からの依頼に基づき、「非居住者又は外国法人の保有する振替社債等の残高情報等の調査」（基準日はそれぞれ29年3月31日、12月31日現在）を実施し、調査結果を同庁に提供した。

(14) インターネット取引に関する調査（半期）の実施

29年3月末及び29年9月末における会員のインターネット取引の状況について調査を行うとともに、当該調査結果を公表した。

（インターネット取引に関する調査結果）

	28年3月末	28年9月末	29年3月末	29年9月末
取扱会員数（社）	66	71	70	72
口座数	22,588,850	22,780,303	23,334,936	23,798,655
株式委託取引売買代金(百万円)	150,654,581	135,060,296	138,449,323	143,161,368

（注）上記「株式委託取引売買代金」は、調査対象期間（4月1日～9月30日又は10月1日～3月31日）の売買代金合計額である。

(15) インターネット取引に係る株式売買等データ（月次）公表の実施

投資家や証券会社に必要な情報を提供する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係る株式等委託売買代金、月末時点の信用取引残高、口座数等の状況について調査（月次）を行うとともに、当該調査結果を公表した。

(16) インターネット取引に係るシステム障害件数（月次）公表の実施

会員における顧客資産の保護及び金融商品取引の継続性・安全性を確保する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係るシステム障害件数を月次で公表した。

#### (17) 客員研究員制度

金融商品取引法等証券関係法令等の実務に精通した研究者を育成するため、(公財)日本証券経済研究所と共同し、客員研究員制度を運営している。

本年度は、前年度に引き続き第6期客員研究員(任期:28年4月~30年3月)5名の研究活動の支援を行うとともに、客員研究員会合を9回開催した。また、第7期客員研究員(任期:30年4月~32年3月)5名の採用を決定した。なお、研究成果については、第5期客員研究員から2本、第6期客員研究員から8本の論文発表があり、協会員への通知、ウェブサイトでの紹介とともに、日本証券経済研究所附属の証券図書館への収蔵を行った。

#### (18) JSDAキャピタルマーケットフォーラム

我が国資本市場の発展を担う研究者の育成、知識の蓄積のため、若手の研究者(法学・経済学等)を中心に、学識経験者(大学教授、弁護士、民間研究機関研究者)、協会員の実務家、海外の学界・市場関係者等との研究・交流・情報発信の場としてJSDAキャピタルマーケットフォーラムを設置(25年5月)している。本年度中、第2期本フォーラム会合を4回開催し、同会合では7名の研究委員から本フォーラムにおいて取り組んだ研究成果の中間報告が行われるとともに、当該報告内容に関し、活発な意見交換が行われた。あわせて、第1期研究委員から提出された研究論文について、論文集を作成し、協会員や関係機関に配付を行うとともに、ウェブサイトに掲載を行った。

#### (19) 「明治150年」関連施策の推進

平成30年は明治元年から起算して満150年になることに鑑み、ウェブサイトにて「証券会社等の明治期頃からの沿革(明治150年関連)」のページを新設するとともに、内閣官房「明治150年」関連施策推進室が作成した「明治150年」に係るポスターを会員に配布した。

また、29年12月~30年1月、「証券市場の歴史展」を(株)東京証券取引所及び平和不動産(株)と共催した。

## 6 証券知識の普及・啓発に関する事項

### (1) 本協会独自の活動

#### ① 学校向け教材の開発・提供

##### イ 潜入!みんなの経済ワールド

主に中学生・高校生を対象に、金融・証券に関するキーワードについて、動画を視聴しながら短時間で学習することを目的とした副教材「潜入!みんなの経済ワールド」の提供を開始した。本年度は67校、計5,394名の利用を得た。

##### ロ 株式会社制度と証券市場のしくみ

主に高校生を対象に、金融・証券の基礎を学ぶための教材「株式会社制度と証券市場のしくみ」

を引き続き提供した。本年度の利用は計7,918部であった。

#### ハ 株式学習ゲーム

主に中学生から大学生を対象に、株式の模擬売買を通じて経済の動きや社会の仕組みなどを具体的に学ぶための教材「株式学習ゲーム」を引き続き提供した。本年度は825校（春季・秋季・冬季合計）、計42,278名の利用を得た（㈱東京証券取引所との共同事業）。

### ② 教育関係者向けセミナーの開催等

#### イ 教員向け夏期セミナー

学校の夏休み期間中、中学校・高等学校の社会科・公民科をはじめとした各教科の教員を対象に、授業の指導に役立つ経済や金融、証券に関する情報を提供することを目的として、「教員向け夏期セミナー」を8都市で8回開催し、計477名の参加を得た。また、一部の講義については講義録を作成し、ウェブサイトに掲載した。

#### ロ 教育関係者向け金融・証券体験プログラム（「金融・証券1日プログラム」）

小学校・中学校・高等学校の教員や教育関係者を対象に、教育現場における証券・金融に関する知識の普及・理解の促進を図ることを目的として、「金融・証券体験プログラム」を3都市（東京：29年8月、名古屋：29年12月、大阪：30年3月）で3回開催し、計139名の参加を得た。

#### ハ 教育関係者向けメールマガジンの配信

主に教育関係者を対象に、経済・金融・証券に関するトピックの解説や本協会が提供する教材やセミナー情報等を紹介する先生向けメールマガジン「5分で話せる金融経済」を定期的に配信した。本年度の登録件数は2,505件であった。

### ③ 講師派遣の実施

#### イ 一般向け講師派遣

社会人向けの普及推進活動の一環として、官公庁及び民間企業152先（357回12,948名）の各種講座や職場研修に、本協会の基準を満たした金融・証券インストラクターを講師として派遣した。

#### ロ 大学向け講師派遣（「金融リテラシー出前講座」等）

大学生が経済、金融、資産運用の基本を身に付け、経済的に自立した社会人となるための取組みの一環として、全国121大学（220回）に本協会役員及び金融・証券インストラクターを講師として派遣した。

#### ハ 小学校・中学校、高等学校向け講師派遣（「土曜授業」等）

金融経済教育の拡充・推進の一環として、文部科学省が推進する「土曜日教育ボランティア」運動に賛同し、全国141校、297クラスの小学校・中学校・高等学校の「土曜授業」等に本協会職員、金融・証券インストラクター及び協力協会の役員等を講師として派遣した。

### ④ WEB・動画コンテンツ及び刊行物等の制作・公開・配布等

#### イ 動画コンテンツ「5分で解説！証券投資の疑問にお答えします。」

30年3月、投資未経験者・初心者を対象に、証券投資に対する理解を促進することを目的として、取引の流れを具体的に解説した動画コンテンツ「5分で解説！証券投資の疑問にお答えしま

す。」を制作し、ウェブサイトにおいて公開した。

#### ロ 刊行物

投資未経験者・初心者を対象に、ライフプラン・マネープランの重要性や各金融商品の特徴及びNISA等の理解を深めてもらうことを目的として、「サクサクわかる!資産運用と証券投資スタートブック」、「確定拠出年金入門」及び「個人投資家のための証券税制Q&A」の改訂版を制作し、計179,000部を配布した。

#### ハ 電子書店での刊行物の無償頒布

29年2月、刊行物「サクサクわかる!資産運用と証券投資スタートブック」の電子書店における無償頒布を開始し、計2,388件のダウンロード数を得た。

### ⑤ セミナーの開催

#### イ はじめての資産運用講座

投資未経験者・初心者を対象に、ライフプラン・マネープランの重要性や各金融商品の特徴及び確定拠出年金・NISA等の理解を深めてもらうことを目的として、金融庁及び関係団体と連携し、「はじめての資産運用講座」を全国52都市66会場で開催し、計6,679名の参加を得た。

#### ロ 大学生向けセミナー

30年2月、大学生・大学院生を対象に、金融リテラシーを有する自立した社会人を養成することを目的としたセミナー及び起業とファイナンスをテーマとしたセミナーを計3回開催し、計226名の参加を得た。

また、30年3月、セミナーの様態を記事化し、大学生向けポータルサイトにおいて公開した。

### ⑥ 研究会支援・運営

#### イ 金融経済教育を推進する研究会

29年9月及び30年3月、本協会が事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」（座長：吉野直行 慶應義塾大学名誉教授、25年4月設置）を開催した。

また、中学校の次期学習指導要領を踏まえ、「次期学習指導要領等に基づく教科書編纂のための参考資料～金融・証券に関する要素・図表・データ等～」を作成し、中学校の社会科（公民的分野）、技術・家庭科（家庭分野）の教科書会社等に対し情報提供を行った。

30年3月、文部科学省が実施した高等学校学習指導要領案のパブリックコメントに対し、公民科（「公共」、「政治・経済」）及び家庭科（「家庭基礎」、「家庭総合」）に盛り込まれている金融・証券に関する内容が、より具体的に記述されるよう意見を提出した。

#### ロ 教員研究会

金融・経済の知識を継続的に習得したい中学校・高等学校の教員等が集まり、自主的な研究を行う教員研究会の活動を支援した。本年度中、大阪で5回、名古屋で6回講習会等を実施し、計209名の教員の参加を得た。

⑦ 「全日本証券研究学生連盟」への支援

証券研究に関する学生団体「全日本証券研究学生連盟」の活動を支援した。29年12月、証券市場等に関するテーマについて、論文の発表及びディスカッションを行う「証券ゼミナール大会」を東京で開催した。37回目となる同大会には、全国の31大学から計552名の大学生が参加した。

また、同連盟の地域組織が東京・大阪・名古屋の地区別にセミナー等を計3回開催し、計182名の参加を得た。

⑧ 投資教育に関する国際セミナーへの参加

29年6月、投資者教育国際フォーラム（International Forum for Investor Education：IFIE）のアジア地域支部議長及びIFIEグローバル議長として、ブラジルのリオデジャネイロで開催された投資者教育に関する国際コンファレンスに参加した。また、アジア地域支部年次総会が開催され、海外の投資教育関係者との意見交換を行った。

29年11月、アジア地域支部中間会合が東京で開催され、アジア地域における金融・証券教育に関する取組みについて意見交換を行った。また、同時開催されたアジア証券人フォーラム（ASF）年次総会において、関連するパネル・ディスカッションを行った。

⑨ 投資詐欺被害防止に関する周知活動

投資家保護のための周知活動として、株や社債をかたった投資詐欺被害防止に関する注意喚起リーフレットを普及・啓発イベントで配布するとともに、動画による注意喚起を行った。

⑩ 「証券投資の日」の認知度向上に関する活動について

29年9月から10月にかけて、業界内外における「証券投資の日」の認知度向上を目的として、日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）及びジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）の公式試合（9地区、32会場）において、「証券投資の日」の広告掲出を行うと共に、会員の役職員延べ29社410名（申込者は29社616名）に、同試合の観戦チケットを無償提供した。

(2) 「証券知識普及プロジェクト」を通じた諸活動

本協会、(株)日本取引所グループ、(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、(株)名古屋証券取引所、(証券会員制法人)福岡証券取引所、(証券会員制法人)札幌証券取引所、(一社)投資信託協会及び名証取引参加者協会で構成する「証券知識普及プロジェクト(以下、「本プロジェクト」という。）」において、以下の活動を行った。

① 学校向け教材等の提供

イ 株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状

主に中学生を対象に、会社（企業）に視点をあて、株式会社の仕組み、金融の仕組み、会社の社会的な役割と責任などについて理解を深めてもらうことを目的として、体験型教材「株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状」を引き続き提供した。本年度は309校、計31,458名の利用を得た。

## ロ ケーザイへの3つのトビラ 経済探求の旅に出よう

主に高校生を対象に、株式会社、金融、外国為替・金利・景気を分かりやすく学べる体験型教材「ケーザイへの3つのトビラ 経済探求の旅に出よう」を引き続き提供した。本年度は292校、計28,524名の利用を得た。

## ハ 先生と生徒のためのサポートサイト 金融経済ナビ

教育現場のための金融経済学習サイト「金融経済ナビ」を提供した。生徒向けには証券や金融について学べる「まなぼう！金融経済」や「ウォーキング in 金融経済タウン」を提供した。教員向けにはタイムリーな経済ニュースを解説する「明快◎けいざいニュース」をはじめ、上記教材に関する授業の手引きや、本プロジェクトの提供教材・イベント等の情報を提供した。

また、本年度は本サイトのスマートフォン対応を行うとともに、広告をネット上に掲載するなど積極的にPRを行い、アクセス件数は149,419件であった。

## ニ 教育関係者向け情報誌 レインボーニュース

金融経済教育の必要性や、本協会が提供している教材の有用性等を広く教育現場にアピールするため、金融経済教育に関する著名人の対談や経済トピックの解説、先生方の教材の実践レポート、企業訪問記事などを紹介する教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」を年3回、計66,000部刊行し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等へ提供した。

## ② 「証券投資の日」記念イベント関連事業の実施

### イ 特設サイトの開設

29年9月、本イベントに関する告知・PR等のため、ウェブサイトの特設サイトを開設した。本サイトには、金融リテラシーや資産運用の基礎知識を問う診断コンテンツや、投資経験者の若年層が投資の経験談を語る座談会の模様、東京で実施したイベントの講演内容を取りまとめた採録記事を掲載し、「証券投資の日」に関する情報の拡散や認知度の向上を図った。また、協会のウェブサイトにおけるバナー掲載及びSNS等の各媒体を通じて、同サイトへの効果的な誘導を図り、アクセス件数は322,994件であった。

### ロ 「証券投資の日」記念イベントの開催等

29年9月から11月にかけて、主に投資未経験者である若年層を対象に、「証券投資の日」をきっかけに金融・証券知識の普及・啓発及び金融リテラシーの向上並びに周知を図ることを目的としたイベントを全国9地区29会場で開催し、計2,662名の参加を得た。東京地区については、(株)マネーフォワード主催のイベント「お金のEXPO」に特別協賛し、講演の実施や展示・相談ブースを設けた。

### ハ 周知・広報活動

29年9月から11月にかけて、「証券投資の日」関連事業の周知・広報を図るため、本プロジェクトのマスコットキャラクター「とうしくん」特製クリアファイルを製作・配布した。

また、投資に関心の低い層に対する興味・関心の喚起を図ること及びメールマガジンへの登録を促すことを目的として、「とうしくんを探せ！証券投資の日クイズキャンペーン」を実施し、計10,385件の応募を得た。

更に、協会員が開催するイベント等に「とうしくん」着ぐるみの貸出しを行った。

③ 「ゆるキャラ®グランプリ2017」の出場

「とうしくん」が、本プロジェクトと「証券投資の日」の認知度向上を図るため「ゆるキャラ®グランプリ2017」に出場し、同グランプリ「企業・その他」枠にて477キャラクター中104（とうし）位となった。

## 7 株式市場等に関する事項

(1) 新規公開における主幹事就任のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正

29年6月、3月に公表された「株式新規上場引受に関する検討会」（金融庁、日本証券業協会及び東京証券取引所の共同設置）の報告書で示された「株式新規上場時の主幹事証券会社就任のあり方」及び「公的再生支援下にある発行会社の再上場における主幹事証券会社就任のあり方」の考え方を踏まえ、関係者が適切に対応することにより市場の信頼性の確保に資するため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部を改正し、7月（同規則の細則の改正については30年7月）より施行した。

(2) 新株予約権の取扱いの明確化に係る「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正

29年12月、新株予約権を利用した株式投資型クラウドファンディング業務に係るウェブサイトにおける表示事項等の明確化を図るため、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部を改正し、12月より施行した。

(3) グリーンシート銘柄制度の廃止に伴う「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正等

27年5月、3年間の経過措置期間を経て30年3月31日をもってグリーンシート銘柄制度を廃止することについて公表したところであるが、同制度を廃止するため、30年1月、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正等を行い、4月より施行することとした。

## 8 公社債市場等に関する事項

(1) 国債の決済期間の短縮化に向けた取組み

29年7月、国債の決済期間の短縮（T+1）化（以下「T+1化」）に伴い、国債の売買参考統計値の最終発表日を後倒しするため、また、統計資料の名称変更に伴う所要の改正を行うため、「売買参考

統計値に関する取扱いについて」の一部を改正した。

29年8月、T+1化に伴う、銘柄後決めGCレポ（現先）取引（以下「後決め現先取引」）の導入に対応するとともに、公社債店頭取引に係る本協会の発表内容を拡充することとし、各種報告書様式の再編等を行い、あわせて報告義務の対象となる協会員を拡大するため、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部を改正した。

29年11月、T+1化に伴う、後決め現先取引の導入に対応するため、「債券等の条件付売買取扱規程」（社内規程モデル）の一部を改正した。

29年12月、T+1化後において国債を対象として選択権付債券売買取引を行う場合の選択権料の受渡日の取扱いについて、協会員に周知を図った。

30年3月、T+1化に伴う、後決め現先取引の導入に対応するため、「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」の一部を改正した。

## (2) 公社債店頭売買参考統計値制度の見直し

29年10月、「格付マトリクス表」の格付会社としてムーディーズを加えることとし、「売買参考統計値に関する取扱いについて」の一部を改正した。

## (3) 売買参考統計値等の発表等

本年度中、協会員が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会員及び顧客の参考に資するため、協会員からの報告に基づき、売買参考統計値及び個人向け社債等の店頭気配情報等の発表等を行った。

また、本年度中、公社債店頭売買参考統計値発表制度における本協会が指定する協会員（指定報告協会員）について、指定報告協会員の辞退届出書の届出が3件あったことに伴い、3社の指定を取り消した（30年3月末現在の指定報告協会員は14社）。

## 9 外国証券等に関する事項

### (1) アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）への対応

29年12月、アジア地域ファンド・パスポート（以下「ARFP」という。）に係る国内制度整備を図るため、ARFP専用の選別基準を新設することとし、「外国証券の取引に関する規則」の一部を改正した。

### (2) 常任代理人契約書等及び外国証券取引口座約款（参考様式）の一部改正

29年5月、29年5月30日施行の「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴い、証券等の寄託及び常任代理人に関する契約書（モデル）及びこれに付随する各種振替決済口座の取扱いに関する契約書（モデル）並びに外国証券取引口座約款（参考様式）の一部を改正した。

### (3) 株式等の振替決済口座の取扱いに関する契約書の一部改正

29年8月、証券等の寄託及び常任代理人に関する契約書（モデル）に付随する株式等の振替決済口座の取扱いに関する契約書（モデル）について、株式等振替決済口座管理約款【規定】（参考様式）の改正と平仄を合わせるため、株式等の振替決済口座の取扱いに関する契約書（モデル）の一部を改正した。

### (4) 「外国籍の投資信託の動向に関する概況」の発表

本年度中、本協会が毎月公表している「外国投信の運用成績一覧表」を基に「外国籍の投資信託の動向に関する概況」を半期ごとに取りまとめ、29年6月に28年度下期分、12月に29年度上期分をそれぞれ公表した。

### (5) 外国投資信託証券の確認

本年度中、我が国で販売される外国投資信託証券について、協会員から選別基準の適合に関する確認書を11件受理した。

### (6) 法令に基づく公表等

#### ① 金融商品取引法施行令第1条の8の4第4号の規定に基づく報告

協会員が取得した譲渡制限のない海外発行証券のうち、少数私売出しを行い自社で保管の委託を受けているものについて報告を受けた。また、当該報告を受けた譲渡制限のない海外発行証券の銘柄ごとの所有者数等を取りまとめ、公表した。

#### ② 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第3号の規定に基づく報告

協会員が行う外国国債等に係る外国証券売出しについて、当該外国国債等の売買を継続して行う場合の報告を受けた。また、当該報告を受けた外国国債等のうち、2社以上から報告のあったものについて公表した。

#### ③ 金融商品取引法施行令第1条の7の3第6号の規定に基づく報告

協会員等が取得した譲渡制限のない海外発行証券について、金融商品取引法施行令第1条の7の3第6号により売出しに該当しない取引として他の協会員に売付ける場合等に係る当該譲渡制限のない海外発行証券について報告を受けた。

## 10 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項

### (1) 店頭デリバティブ取引に関する新たな規制への取組み

金融安定理事会（FSB）、BIS決済・市場インフラ委員会（CPMI）及び証券監督者国際機構（IOSCO）において、店頭デリバティブ取引の取引保存・報告制度における固有取引識別子（UTI）、固有商品識

別子（UPI）及び主要データ項目（CDE）の導入等が検討されている。今後、これに伴う我が国の店頭デリバティブ取引情報の報告制度の見直しも予定されていることから、店頭デリバティブ取引に関するワーキング・グループや関係機関との意見交換を行った。

また、欧州の第2次金融商品市場指令（MiFID II）等により、執行した取引について金融機関等がISINコードを付して所管当局に報告することが義務付けられたことから、店頭デリバティブ取引のISINの付番等を行う国際コード機関協会（ANNA）デリバティブサービス局（DSB）の商品委員会（PC）にオブザーバーとして参加し、日本の店頭デリバティブ業界への情報連携を行うとともに、日本の市場関係者向けのインターネット説明会を開催した。

## (2) 証券化商品における市場参加者の利便性向上への環境整備

証券監督者国際機構（IOSCO）及びバーゼル銀行監督委員会（BCBS）が規制上の資本賦課の軽減措置として公表している「簡素で、透明性が高く、比較可能」（STC）な証券化商品に係る投資家向け情報の取扱い等に関して、証券化商品に関するワーキング・グループや関係機関と意見交換を行う等、バーゼルⅢ最終化後の国内実施に係る検討を行った。

30年4月開始予定の住宅金融支援機構MBSのクリーンアップコールに対応するため、PSJ予測統計値の集計、発表方法を変更した。

## (3) 証券化市場の発行動向及び残高調査

協会等から報告を受けた証券化商品の発行状況を「証券化市場の動向調査」として毎月公表した。また、証券化市場の発行動向及び残高を取りまとめた資料を半期ごとに公表した。

## (4) Prepayment Standard Japan（PSJ）予測統計値の公表

一定の要件を満たす会員からPSJ予測値の報告を受け、集計のうえ統計処理を行った数値（PSJ予測統計値）を毎月2回公表した。

# 11 投資勧誘等に関する事項

## (1) 適切な営業姿勢の徹底

### ① 契約締結前交付書面等関係

29年8月、29年度税制改正による「スピノフ税制」の創設を契機として「株式分配」時における権利処理方法の明確化を図るため、信用取引の契約締結前交付書面（参考様式）及び株式等振替決済口座管理約款【規定】（参考様式）の一部を改訂した。あわせて、スピノフにより交付される株式に関する帳簿書類等の記載について協会に周知を図った。

29年12月、株東京金融取引所において海外株価指数証拠金取引における金利相当額を算出する際

の適用金利が円金利から外貨金利に変更されることに伴い、取引所株価指数証拠金取引の契約締結前交付書面（参考様式）が一部改訂され、同取引所からの周知依頼を受けて協会員に周知を図った。

29年12月、新株予約権を利用した株式投資型クラウドファンディング業務に係るウェブサイトにおける表示事項等の明確化を図るため、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正を行ったことに伴い、新株予約権についてのクラウドファンディング業務に係る契約締結前交付書面（参考様式）を新設するとともに、株式についてのクラウドファンディング業務に係る契約締結前交付書面（参考様式）の一部を改訂した。

30年1月、(株)日本証券クリアリング機構における清算業務の制度見直し等に伴い、(株)大阪取引所の規則が一部改正されたことを受け、国債先物・オプション取引、指数先物・オプション取引及び有価証券オプション取引の契約締結前交付書面（参考様式）の一部を改訂した。

30年2月、契約締結前交付書面において協会員の苦情等相談窓口を表示する場合の明確な表示例を示すとともに、FINMACが公的な第三者機関（外部機関）である旨も明確に表示するため、本協会が作成している全ての契約締結前交付書面（参考様式）の一部を改訂した。

## ② 「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」の制作及び頒布

30年3月、主にリテール向け対面営業に従事する若手営業員が利用することを念頭に、商品ごとの勧誘・受注時の基本的なチェックポイントを簡潔にまとめた教材として、27年から制作を開始した「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」について、つみたてNISAの導入等に伴う留意事項等を新たに盛り込んだ改訂版を制作し、協会員に頒布するとともに、ウェブサイトに掲載した。

## (2) 自主規制規則の見直しに関する事項

- ① 29年4月、協会員等に対して、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集し、協会員等から寄せられた提案を踏まえ、29年7月、「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を取りまとめ、公表した。
- ② 29年12月、「自主規制規則の見直しに関する検討計画」に基づき、本協会内の各会議体における検討を踏まえ、自主規制規則の見直しに関する検討結果を取りまとめ、公表した。

## (3) 協会員の従業員に関する事項

29年6月、いわゆる「地場出し・地場受け規制」に係る、同規制の意義及び不公正取引の防止のあり方等について検討し、「協会員の従業員に関する規則」等の一部を改正した。また、「『協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則』第4条の考え方」を取りまとめ、公表した。あわせて、本規則改正に伴い、関連する社内規程モデルの一部を改訂した。

#### (4) インサイダー取引の未然防止に関する取組み

##### ① 内部者登録カードの整備への対応関係

29年4月及び10月、協会員における内部者登録カードの整備に資するため、「上場会社の非上場会社の親会社」、「上場会社等の主な子会社」及び上場投資法人の「主な特定関係法人」について、調査及び指定を行い、それらの一覧リストを協会員に通知し、ウェブサイトにも掲載した。

##### ② 上場会社に対するJ-IRISSへの登録促進

J-IRISS（内部者登録・照会システム）への上場会社の登録促進に向けて、新規上場会社の登録促進に関する引受証券会社への協力要請や、各証券取引所と連携した未登録上場会社への登録促進活動を行った。その結果、30年3月、上場会社のJ-IRISSへの登録率は85%に到達した。

#### (5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律等に関する取組み

29年4月、同月施行の犯罪による収益の移転防止に関する法律等の改正に伴う引用条項の修正のため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」の一部を改訂した。

29年9月、金融庁からの依頼を受け、北朝鮮に対する金融関連措置についての実態把握調査を会員及び特定業務会員に行った。

29年9月、2019年より予定されている、FATF（金融連絡作業部会）の第4次対日相互審査に関して、協会員が審査を受けることを想定した場合の準備及び対応等について、審査候補となる協会員に対して金融庁を説明者に迎えた説明会を開催した。

29年12月、非対面取引における個人番号カードを用いた「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に基づく公的個人認証サービスによる取引時確認の方法について、犯罪による収益の移転防止に関する法律等における位置付けを明確にするため、同Q&Aの一部を改訂した。

29年12月、同法律等により各社において作成することが義務付けられている特定事業者作成書面について、警察庁より公表された犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案したうえで参考様式を改訂し、協会員に周知を図った。

#### (6) 広告等の表示の適正化に関する取組み

29年10月、つみたてNISAの創設に伴う記載事項の見直しを行うため、「広告等に関する指針」の一部を改正した。

#### (7) 法人関係情報の適正な管理に関する取組み

29年6月、前年度より「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」において検討を行っていた、いわゆる「ハイブリッド証券」等の発行等に関する法人関係情報としての管理対象を明確化することについて、同ワーキング・グループにおいて合意が得られたため、「法人関係情報管理規程（社内規程モデル）」の別表の一部を改訂した。

30年1月、グリーンシート銘柄制度を廃止するため、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」が改正されたことに伴い、「法人関係情報管理規程（社内規程モデル）」の別表の一部を改訂した。

#### (8) 個人情報の保護に関する取組み

29年5月、個人情報の保護に関する法律その他の関係政省令等の施行を踏まえ、関連する社内規程モデル等の一部を改訂した。また、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」が合わせて改訂されることに伴い、同実務指針の実務上の取扱いの一部を改訂した。

#### (9) 業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する取組み

いわゆるディスクロージャー誌について、公表方法として広く一般に普及しているインターネットを利用した公表を行うことにより開示を促進するため、「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」を制定した。

#### (10) 金融商品取引業協会相互の定期的な情報交換

「金融商品取引業協会連絡協議会」（21年9月設置）において、金融商品取引業協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図ることを通じ、各金融商品取引業協会（本協会のほか、（一社）投資信託協会、（一社）日本投資顧問業協会、（一社）金融先物取引業協会及び（一社）第二種金融商品取引業協会）における自主規制機能の適切な発揮に向けた取組みを促進することを目的に意見交換を行った。また、本連絡協議会の下に設置した「金商業協会連絡協議ワーキング・グループ」（各協会の実務者で構成）において、各協会における自主規制業務に関する情報交換を定期的に行った。

#### (11) 当局との情報・意見交換

金融庁、証券取引等監視委員会及び本協会との間で、定期的又は適宜、情報・意見交換を行った。

## 12 研修・資格試験に関する事項

#### (1) 協会の役員に対する研修及び社内研修に対する支援等

本協会の当面の主要課題(28年7月公表)において、「仲介者の機能・信頼性の向上」を柱の一つとして掲げ、本協会の取組みとして、「適切な自主規制機能の発揮」、「協会の制度改正への対応の支援」及び「顧客本位の業務運営の徹底に向けた取組み」などを進めることとなった。

これに伴い、「平成29年度における協会員に対する研修基本計画」では、イ. 信頼性向上に向けた職業倫理意識の向上及び法令・諸規則等コンプライアンスに関するプログラムの実施、ロ. 実務的

多様な研修方法、ハ．法令・諸規則等の改正等重要な問題に即応した機動的な対応の3点を基本方針と定めた。

この研修基本計画に基づき、これまで研修事業における重要課題として取り組んできた『『倫理』意識の向上及び法令・諸規則等コンプライアンス研修』を引き続き実施していくとともに、最近の投資勧誘に関する事例研究など社会情勢に即した研修テーマに加え、新たに顧客本位の業務運営に向けた対応策についてもテーマとして積極的に取り入れ、研修事業の更なる充実を図ることを目的として、自主規制規則に基づく研修及び倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修等を実施した（詳細は下記①、②のとおり）。

また、協会員における社内研修の支援のため、本協会職員の派遣及び法律家等の紹介を行った（詳細は下記③のとおり）。加えて、社内研修用教材として、研修録画DVDを作製し、貸出しを行うとともに、本年度から新たに、研修の様相を録画した動画のインターネット（Web）配信を実施した（詳細は下記④、⑤のとおり）。

なお、認定個人情報保護団体として、協会員における個人情報の適切な取扱いの確保に資する観点から、自主規制規則に基づく研修等において、個人情報保護に係るカリキュラムを適宜取り入れ実施した。

#### ① 自主規制規則に基づく研修

協会員の信頼性確保、内部管理態勢の一層の充実・強化、適切な業務運営及び法令・諸規則等の改正の解説等を目的とする研修として、「代表者セミナー」、「役員研修」をはじめ、「内部管理統括責任者・同補助責任者合同研修」など本協会の規則により受講を義務付けている研修及び規則に基づく指定研修を6コース30回実施した（2,416名受講）。

#### ② 倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修等

金融商品取引業務に必要な実務的知識全般の向上に加え、協会員の役職員の倫理意識及びコンプライアンス意識の向上を目的とする研修として、「コンプライアンス実務講座」や「企業倫理講座」など集合研修を7コース36回実施した（1,806名受講）。

また、研修参加機会の拡大を図るために実施したDVD研修は、倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修を対象に、東京会場で開催した研修をDVDに録画し、地区協会等（7地区15会場）において15回実施した（163名受講）。

#### ③ 協会員の社内研修に対する支援

法令・諸規則に関する知識の修得や内部管理態勢の充実・強化等を目的とする協会員の社内研修に対して、本協会職員等を延べ20回、派遣又は紹介した。

#### ④ 研修録画DVDの作製及び貸出し

協会員の社内研修の充実・強化に資するため、研修の講義内容を録画したDVDを計8本作製し、前年度までに作成したDVDと合わせ延べ87社（延べ146本）に貸出しを行った。

## ⑤ 研修動画のインターネット（Web）配信

協会員における社内研修に対する支援の一環として、本年度より、東京会場で開催した計4回の研修の様子を録画し、インターネット（Web）で配信した。既に配信を終了した計2回分の研修動画には、延べ2,550件のアクセスがあった。

## (2) 外務員等資格試験及び外務員資格更新研修の実施

### ① 外務員等資格試験及び外務員資格更新研修の実施状況

本協会は、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣からの委任を受け、本協会の協会員等（協会員及び協会員から委託を受ける金融商品仲介業者をいう。）に所属する外務員の登録事務を行っている。併せて、本協会は、外務員の資質の適格性を確保するため、自主規制規則において、外務員の登録の要件として外務員資格試験（一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験及び特別会員二種外務員資格試験）に合格すること等を求めている。本年度における協会員等の役職員を対象とする外務員資格試験の受験者数は93,538名、合格者数は40,310名であった。

また、証券界あるいは外務員への関心を高めていただくこと等を目的として、協会員等の役職員以外の一般の方々に向けて、外務員資格試験の一部（一種外務員資格試験及び二種外務員資格試験）の受験を開放している。本年度における一般の方々の外務員資格試験の受験者数は10,049名、合格者数は6,444名であった。

更に、協会員の内部管理態勢を盤石にし、適正な営業活動の遂行に資するため、自主規制規則において営業責任者及び内部管理責任者制度を設けており、その資質の適格性を確保する観点から、営業責任者及び内部管理責任者の資格要件として内部管理責任者資格試験に合格すること等を求めている。本年度における内部管理責任者資格試験（会員内部管理責任者資格試験及び特別会員内部管理責任者資格試験）の受験者数は25,390名、合格者数は21,818名であった。

本協会では、外務員の資質の維持・向上を図り、投資者の信頼性を確保・向上させるために、自主規制規則において外務員資格の更新制度を設けており、原則として5年ごとに外務員資格更新研修を受講すること等を求めている。本年度における外務員資格更新研修の受講者数は90,101名、修了者数は90,072名であった。

### ② 外務員必携等の作成

外務員等としての職務を行うに当たって必要な知識を修得するための資料を作成・頒布した。

なお、二.については、本年度から一般の方々への頒布のほか、ウェブサイト（英語）への電子書籍データの公開を開始した。

イ.「外務員必携1～4巻（平成30年版）」

ロ.「特別会員外務員必携（平成30年版）」

ハ.「営業責任者 内部管理責任者 必携（会員・特別会員 共通）（平成29年版）」

ニ.「英語による 外務員必携1～4巻（平成29年版）」

ホ、「英語による 営業責任者 内部管理責任者必携（会員・特別会員 共通）（平成29年版）」  
その他、外務員必携等利用者の利便性を高めるため、外務員必携等の追補を適宜実施し、法令・  
諸規則の改正内容を周知した。

③ 投資者の意識や規制環境の変化に即応した外務員資格試験等の見直しに向けた対応

29年7月、「内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）」、30年1月、「外  
務員に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）」について、法令・諸規則の改正等を踏まえ  
それぞれ更新した。

また、外務員資格更新研修について、トピックス的な内容を適宜盛り込むといった観点からコン  
テンツの改訂を行い、29年12月より改訂後のコンテンツによる配信を開始した。

## 13 監査・モニタリング等に関する事項

### (1) 監査に関する事項

① 監査の実施状況

監査は、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者保護を図ることを目的として、協会  
員の内部管理態勢の整備状況及び法令・諸規則の遵守状況等を点検するものである。本年度におい  
ても監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は  
監査項目を個別具体的に決定することにより、監査対象先110先（会員70社（特別監査等を含む。）、  
特別会員40機関）に対して監査を実施した。

監査の実施に当たっては、29年度監査計画の重点事項に掲げた①内部管理態勢（リスク管理態勢  
を含む。）の検証、②金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証、③社債の私募等の取扱い等の検証、  
④顧客資産の分別管理の状況の検証、⑤財務の健全性に係る検証、⑥売買管理態勢等の整備状況の  
検証、⑦反社会的勢力との関係遮断の検証、⑧システム障害への対応態勢の検証及び⑨個人情報の  
管理状況の検証を中心に、監査項目を個別具体的に決定し監査を実施した。

なお、本年度に監査結果通知を发出した会員68社、特別会員41機関のうち、会員20社において法  
令・諸規則違反等が認められた。

② 監査モニター制度（監査に対する意見受付制度）の実施状況

監査の実態を把握することにより適切な監査の実施を確保するとともに、透明性及び信頼性の高  
い監査の実施に資するため、監査対象先110先のうち、会員26社、特別会員14機関に対してオンサ  
イト監査モニターを実施した。なお、オンサイト監査モニター制度とは別に、オフサイト監査モニ  
ター制度として、監査結果通知書の交付日の1か月後まで、書面（電子データを含む。）により意  
見を受け付けている。

③ 行政当局及び他の自主規制機関等との連携

金融庁、証券取引等監視委員会及び日本取引所自主規制法人との間で、情報交換会を開催し監査

業務についての情報共有を行うなど、緊密に連携を図った。また、証券取引等監視委員会が主催する研修へ監査員を参加させるとともに、同委員会より講師を招き本協会が監査員研修を実施することにより、監査業務の質的向上を図った。

④ 監査結果の概要等の周知徹底

協会の法令・諸規則に違反する行為の未然防止及び内部管理態勢の構築に係る自主的な取り組みの促進に資するため、監査結果の概要について半期ごとに、また、監査結果の指摘事例のうち主な内容については、四半期毎に「監査結果の具体的内容と留意点」としてその発生原因も含め具体的内容について取りまとめ、協会員宛てに通知し周知徹底を図った。

(参考1) 監査の実施状況

(単位：社・機関)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
会 員	70(1)	70(4)	80(1)	84(6)	87(7)
特 別 会 員	40	40	44	48	53
合 計	110	110	124	132	140

(注) 括弧(内書き)は、監査2部特別監査室による特別監査等の実施社数

(特別会員内訳)

(単位：機関)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
都 市 銀 行 等	5	3	4	4	5
地 方 銀 行	19	14	15	21	22
第二地銀協地銀	9	13	10	11	11
信 用 金 庫 等	5	10	11	8	8
生 命 保 険 会 社	0	0	1	1	2
損 害 保 険 会 社	0	0	1	0	0
そ の 他	2	0	2	3	5
合 計	40	40	44	48	53

(注) 「都市銀行等」には、信託銀行及び政府系・系統金融機関を含む。「信用金庫等」には、信金中央金庫を含む。「その他」は、短資会社、外国銀行及び信用組合等である。

(参考2) 監査結果における法令・諸規則違反等の概要 (結果通知日ベース)

【会員】

(単位：社)

	29年度	参 考			
		28年度	27年度	26年度	25年度
法令・諸規則違反等を指摘した会社	20	20	21	23	27
法令・諸規則違反等が認められなかった会社	48	50	59	55	64
計	68	70	80	78	91

【特別会員】

(単位：機関)

	29年度	参 考			
		28年度	27年度	26年度	25年度
法令・諸規則違反等を指摘した機関	0	3	13	9	7
法令・諸規則違反等が認められなかった機関	41	37	31	38	49
計	41	40	44	47	56

(2) 財務状況等のモニタリングに関する事項

① 経営状況等に応じた個別モニタリングの実施

イ 通常モニタリングにおいて、モニタリング調査表から毎月末、自己資本規制比率が200%を下回った会員等を抽出し、継続的かつきめ細かいモニタリングを実施した。

ロ 金融商品取引業を廃止する会員等における顧客資産の返還業務に係るモニタリングを実施した。

② 行政当局等との連携

イ 監査本部以外の部署とも連携し、悪い風評がある等、個別の問題が表面化する前に何らかの対応を要する情報が得られた会員について、適宜、モニタリングを実施した。

ロ 個別モニタリングで把握した情報については、協会内の関係部署で情報を共有するとともに、行政当局等との間で情報交換を行う等、緊密に連携を図った。

(3) 協会員の処分等

① 会員の処分等

本年度中、定款第28条第1項の規定に基づき、会員9社に対し過怠金の賦課処分（併せて同第29条に基づき勧告）を行った（特別会員について該当はなかった。）。

(参考1) 協会員に対する処分

【協会員処分の件数】

(単位：件)

	29年度	28年度	27年度
除 名	0	0	0
会員権の停止又は制限	0	1	0
過怠金の賦課	9	9	2
譴 責	0	0	1
合 計	9	10	3

② 会員の外務員等に関する処分等

本年度中、会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5及び「協会員の従業員に関する規則」第12条の規定に基づき、外務員の登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（18名）、二級不都合行為者の取扱いの決定（2名）並びに外務員の職務停止処分（75名）を行った。

また、「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第17条の規定に基づき、営業責任者の配置禁止措置の決定（3名）を行った。

③ 特別会員の外務員等に関する処分等

本年度中、特別会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5及び「協会員の従業員に関する規則」第12条の規定に基づき、外務員の登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（1名）並びに外務員の職務停止処分（6名）を行った。

④ 協会員を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員等の処分

本年度中、協会員を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員等に関し、金融商品取引法第66条の25において準用する同法64条の5の規定に基づき、外務員の職務停止処分（2名）を行った。

(参考2) 外務員等に対する処分

【②から④の処分者を行為別に分類した件数】

(単位：件)

	29年度	28年度	27年度
虚偽又は誤解を生ぜしめるべき表示、虚偽告知	31	27	30
詐欺・横領	22	16	15
無断売買	20	26	23
損失補填、特別の利益提供	11	7	22
金融商品取引行為を行うことを拒否又は不当に遅延させる行為	8	9	5
その他	12	20	18
合 計	104	105	113

(注) 複数の法令等違反行為を行っている事案については、その中から最も処分等に影響を及ぼした行為1つを抽出し、行為別件数を計算している。

#### (4) 事故の確認

金融商品取引法は、第39条第3項ただし書の規定により、補填に係る損失が事故に起因するものであることにつき、①財務局長等（内閣総理大臣）の確認を受けている場合、②本協会の事故確認委員会において、調査され、確認されている場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第1項第9号）及び③事後に報告することを条件とする場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項）には、金融商品取引業者等が顧客に対して、損失補填を行えることとしており、本年度中の対応状況は次のとおりである。

##### ① 財務局長等に対する確認申請事案の審査

協会員から提出された確認申請書の審査を行っているが、本年度中は、協会員から確認申請書の提出はなかった。

##### ② 事故確認委員会による調査及び確認

協会員から提出された事故調査確認申請書の調査及び確認を行った（本年度中の会員に係る確認件数：293件、特定業務会員に係る確認件数：0件、特別会員に係る確認件数：18件）。

##### ③ 事故報告書に係る事務

協会員から提出された財務局長等に対する「金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項」に基づく事故報告書の取りまとめを行った（本年度中の会員に係る報告件数：2,752件、特定業務会員に係る報告件数：0件、特別会員に係る報告件数：311件）。

(参考3) 事故の確認の状況

【①から③の各件数】

(単位：件)

	29年度	28年度	27年度
事故確認申請の件数	0	67	4
委員会調査確認申請の件数	311	339	412
事故報告の件数	3,063	5,567	6,361
合計	3,374	5,973	6,777

(注) 平成28年度の事故確認申請の件数には、特定の協会の複数顧客に対する同一内容の事故(62件)が含まれている。

【平成29年度における委員会調査確認申請の申請金額・行為区分別の内訳】

(単位：件)

	未確認 売買	誤認 勧誘	事務 ミス	システム 障害	その他 法令違反	計
50万円以下	66	145	9	0	7	227
50万円超100万円以下	2	40	1	0	5	48
100万円超1000万円以下	7	21	0	1	7	36
合計	75	206	10	1	19	311

## 14 あっせん・苦情相談に関する事項

### (1) 協会の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談に関する事項

本協会においては、本協会を含む5つの金融商品取引業協会と連携・協力し、金融ADRを主たる事業とする第三者機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」という。）に対し、本協会の協会等業務に対する顧客からの相談受け、苦情解決及び紛争解決のためのあっせん業務を委託している。

本年度における協会の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談の処理状況は次のとおりである（件数は本協会の協会を対象としたもの）。

① 平成29年度 協会の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん申立て等の状況

(単位：件)

年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
区分											
	年度当初の係属事案	54	100	50	85	79	48	15	23	32	31
	新規申立事案	278	205	239	308	208	128	101	118	133	107
	終結事案	232	255	204	314	239	161	93	109	134	123
	和解	(73)	(127)	(102)	(156)	(103)	(95)	(47)	(51)	(63)	(68)
	不調	(67)	(119)	(92)	(144)	(113)	(44)	(39)	(51)	(61)	(52)
	取下げ等	(9)	(9)	(10)	(14)	(23)	(22)	(7)	(7)	(10)	(3)
	年度末の係属事案	100	50	85	79	48	15	23	32	31	15

② 平成29年度 協会の有価証券の売買その他の取引等に関する苦情・相談件数

(単位：件)

地区別		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	その他	合計
苦情	①勧誘に関する苦情	件 8	件 7	件 150	件 35	件 2	件 54	件 13	件 14	件 23	件 15	件 321
	②売買取引に関する苦情	8	8	135	31	3	65	16	11	14	15	306
	③事務処理に関する苦情	2	3	55	15	3	26	10	2	7	9	132
	④その他の苦情	1	4	49	16	2	22	2	3	10	12	121
	苦情合計	19	22	389	97	10	167	41	30	54	51	880
相談	相談合計	65	88	1,629	387	66	647	163	76	181	860	4,162
苦情・相談合計		84	110	2,018	484	76	814	204	106	235	911	5,042

※地区別の「その他」には、携帯電話からの受電を含む。

③ FINMACに寄せられた苦情相談の分析

29年12月、本協会における新たな取組みとして、証券会社の営業担当者がその業務を改善・向上する上で参考となるような情報を提供するため、これまでの定量的・抽象的な業界へのフィードバックに加え、29年4月から9月にFINMACに寄せられた苦情相談について、商品や相談内容など、より具体的な切り口やテーマに基づいた定性的な分析を行い、自主規制会議に報告した。また、分析結果については業界だけではなく、個社へのフィードバックを行った。

(2) 認定個人情報保護団体としての苦情相談の処理状況

本年度における個人情報の取扱いに関する苦情相談件数は次のとおりである。

(単位：件)

区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
苦 情	利用目的の特定関係	0	0	0	0	0
	利用目的による制限関係	0	0	2	0	0
	適正な取得関係	0	1	2	3	0
	取得に際しての利用目的の通知等関係	—	—	—	—	1
	データ内容の正確性の確保関係	—	—	—	—	0
	安全管理措置関係	—	—	—	—	0
	第三者提供の制限関係	—	—	—	—	0
	外国への第三者提供の制限関係	—	—	—	—	0
	保有個人データに関する事項の公表、開示等	—	—	—	—	0
	匿名加工情報の取扱い	—	—	—	—	0
	その他	12	7	13	16	2
	合 計	12	8	17	19	3
相 談	相談・問合せ等	15	15	24	13	11
合 計		27	23	41	32	14

(注) 平成29年5月30日の改正個人情報保護法の全面施行に伴い、区分の項目に一部変更がある。

## 15 国際交流に関する事項

### (1) 国際交流

国際会議に参加し、海外の関係団体・自主規制機関等との積極的な意見交換を行った。

#### ① 証券監督者国際機構 (IOSCO) 関連会議

29年5月、ジャマイカ モンテゴベイで開催された第42回IOSCO年次総会に参加した。総会中に開催されたAMCC (協力会員諮問委員会) の規制関係グループ (RAG) 会合において本協会が議長として、各国自主規制機関等の最近の取組みに関する報告を受け、証券市場の新たな諸課題について情報の取りまとめ・意見交換を行った。なお、同グループ会合において、本協会からは「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の制定について報告を行った。

29年6月にブラジル リオデジャネイロで、10月にカナダ モントリオール、30年2月にスペイン マドリードでそれぞれ開催された、投資者保護を担当する第8常設委員会 (C8) の会合にオブザーバーとして参加し、高齢個人投資者の保護に関する取組み、行動経済学の投資者教育及び規制監督

分野への応用、世界投資者週間（WIW）の実施、投資者のコア・コンピテンシーなどに関し、各国の証券規制当局者等関係者との情報交換・意見交換を行った。また、10月に実施されたWIWキャンペーンに協力した。

29年9月、インドムンバイにおいてIOSCO/AMCC中間会合及び同研修セミナーが、ボンベイ証券取引所（BSE）の主催により開催された。中間会合ではRegTech、サイバーセキュリティ及びMiFID II/MiFIRのクロスボーダー適用等に関して議論が行われた。研修セミナーにおいては、各国の証券規制当局及び自主規制機関等の職員を対象として、主に規制の執行及び証券会社への監査実務、市場監視の手法及び技術革新を利用した証券監督の実務等について研修が行われた。

#### ② 国際証券業協会会議（ICSA）関連会議

29年5月、メキシコメキシコシティでメキシコ証券業協会（AMIB）の主催により開催された第30回ICSA年次総会に参加した。今回合会においては、保護主義やポピュリズムの蔓延に伴う政治的リスク等が資本市場に与える影響、規制の調和の必要性、規制の影響評価のあり方、フィンテックやサイバーセキュリティへの対応等について議論が行われた。また、今後のICSAの活動方針として、G20、金融安定理事会（FSB）、IOSCO等の国際的な基準策定機関への提言の継続及び規制当局が市場環境を適切に評価分析できるよう市場データの収集・分析のあり方についての知見・経験を提供していくことが合意された。

#### ③ 国際資本市場協会（ICMA）年次総会

29年5月、ルクセンブルグで開催された第49回国際資本市場協会（ICMA）年次総会に参加した。今回合会においては、欧州における市場統合に向けた課題、MiFID II/MiFIR導入に伴う金融・資産運用ビジネスへの影響、フィンテックが金融資本市場、特にポストトレードのオペレーションにもたらす変化、グリーンボンド等ESGファイナンスの動向及びその拡大に向けた課題等が議論された。また、本協会は協賛団体として、会議アプリへの広告掲載、展示エリアでの日本証券サミットの動画の上映、本協会資料の配布等のPR活動を行った。

#### ④ 米国証券取引委員会（SEC）研修セミナー

29年7月、米国ワシントンで開催されたSEC研修セミナーに職員を派遣し、市場監視、サイバーセキュリティ、リスクベースの監督、監督業務における国際協力等に関する議論に参加することを通じて、他国の証券規制当局者等との交流を図った。

#### ⑤ ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）関連会議

29年10月にフィリピンマニラで、30年1月にカンボジアプノンペンでそれぞれ開催されたABMF会合にナショナルメンバーとして参加し、アジア債券市場の標準化、調和に向けた具体的な方法や、今後の活動方針等について意見交換を行った。

#### ⑥ アジア証券人フォーラム（ASF）関連会議

29年10月、東京において第13回ASF東京ラウンドテーブルを主催した。本セミナーには、研修生としてアジア18ヶ国・地域の自主規制機関、証券関連団体、規制当局の職員21名を招き、本協会での研修のほか、証券関連機関、規制当局、本協会会員会社を訪問し、日本の証券市場における法

規制、取引インフラ、関係機関の業務内容等を紹介する研修を行った。

29年11月、第22回ASF年次総会を本協会の主催により東京で開催した。本会合では、「持続可能な未来を構築する」をテーマとして、各メンバーによるマーケットレポートのほか、越智金融担当副大臣による「我が国の家計の安定的な資産形成に向けて」と題した基調講演、黒田日本銀行総裁による「通貨危機から20年、これからの20年」と題したゲストスピーチ及び吉野アジア開発銀行研究所所長による基調プレゼンテーションのほか、規制のあり方、持続可能な開発目標（SDGs）、フィンテック及び投資者教育に関するパネル・ディスカッションが行われた。

⑦ グリーンボンドセミナー

29年11月、ICMAの主催（本協会は共催）により、東京においてグリーンボンドセミナーを開催した。本セミナーは、昨今のESG投資への関心の高まり等を背景として、日本でもグリーンボンドについて注目され始めた中、本協会のSDGsへの取組みの一環として開催され、約400名が来場した。小池東京都知事による基調講演では、「国際金融都市・東京」の実現に向けた施策と、東京都によるグリーンボンド発行事例等が紹介された。パネル・ディスカッションにおいては、日本におけるグリーンボンドの実績及び今後の展望、グリーンボンド市場拡大のための課題、社会貢献債及びサステナビリティ債市場の今後の展望並びに成長のための課題、さらには外部評価における現在の課題と今後の見通し等について議論が行われた。

⑧ 日本証券サミット

30年2月、米国証券業金融市場協会（SIFMA）との共催で米国 ニューヨークにおいて「第10回日本証券サミット」を開催した。本イベントのニューヨークでの開催は4回目となった。今回は世界的に株式市場のボラティリティが高まり、日本の経済及び市場の動向が注目される中で開催され、約230名が来場した。本イベントでは、森金融庁長官が基調講演を行ったほか、国連のゲストスピーカーよりSDGsのためのファイナンスについてスピーチが行われ、SDGsの達成に向けた証券市場及び業界の役割も議論された。パネル・ディスカッションでは、日本経済の概観や見通し、現在及び今後の財政金融政策、成長戦略のほか、企業価値向上に向けた取組みやESG投資拡大に向けた課題等について議論が行われた。また、本イベントへの参加と併せて、米国金融関係機関等を訪問し、米国金融規制の動向やフィンテック及び証券ビジネスの現状等の情報を直接得ることを目的とした本協会会員会社向けのツアーも実施した。

(2) 海外からの照会等への対応

年間を通じて、海外からの研修生・来協者への対応、関係団体との情報交換のほか、協会規則等に関する照会に回答した。

① 29年4月、IMFの金融セクター評価プログラム（FSAP）に基づく審査ミッションが来協し、本協会の自主規制とその他の機能との間の潜在的な利益相反のガバナンスと管理、本協会の規則制定・監督・処分業務、規制・監督における当局との責任の分担等について説明した。

② 29年5月、独立行政法人 国際協力機構（JICA）のモンゴル資本市場規制・監督能力向上プロジェ

クトの一環として来日したモンゴル金融規制委員会（FRC）、モンゴル証券取引所（MSE）、モンゴル証券業協会（MASD）等同国の関係者が来協し、本協会より自主規制規則、外務員登録・資格試験制度、監査、処分等の概要について説明し、参加者と意見交換を行った。

- ③ 29年5月、タイ証券取引所（SET）の資本市場アカデミーとして来日したタイの上場企業及び政府機関の関係者一行に対し、本協会より活動概要、日本における新興企業とフィンテック及び金融リテラシー向上への対応等について説明し、参加者と意見交換を行った。
- ④ 29年7月、韓国金融投資協会（KOFIA）及び韓国資本市場研究所（KCFI）の関係者が来協し、本協会より株式の売り出し及び情報開示について説明し、意見交換を行った。
- ⑤ 29年8月、JICAのヨルダン政府支援の一環として信用格付け制度の研修のため来日した金融規制関係者一行が来協し、本協会より社債市場及び価格情報システムについて説明し、参加者と意見交換を行った。
- ⑥ 29年10月、JICAのアジア地域における証券取引所の整備に関するプロジェクトの一環として来日したカンボジア、ラオス、モンゴル、フィリピン、ベトナムの取引所関係者（規制当局含む）に対し本協会の概要・役割、自主規制の意義等について説明した。
- ⑦ 29年11月、JICAのプロジェクトの一環として来日していたミャンマーの証券市場関係者に対し本協会の概要・役割、自主規制の意義等について説明した。
- ⑧ 29年11月、ベトナム証券委員会（SSC）、ベトナム証券調査研究センター（SRTC）の一行が来協し、本協会より投資者教育について説明を行い、参加者と意見交換を行った。
- ⑨ 29年12月、ベトナム証券振替機構の関係者が来協し、本協会より日本の証券市場全体のBCPについて説明し、参加者と意見交換を行った。

## 16 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項

### (1) 社会貢献活動・環境問題への取組み

#### ① 環境自主行動計画に係る取組み

29年6月、環境自主行動計画「2013年度以降の証券業界の環境問題に関する行動計画」に基づき、証券界全体における電力使用量やエネルギー使用量及び各社における環境問題への取組みについて、会員に対し「2016年度の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査」を実施し、同年11月に調査結果の公表を行った。

#### ② その他の環境問題への取組み

29年4月、証券界全体での地球温暖化防止に向けた具体的な行動の一つとして、昨年に引き続き、会員に対し、5月から9月までの間、「証券界のクールビズの実施」を要請するとともに、本協会においても同様に、クールビズを実施した。

29年6月、会員に対し「クールアース・デー」（7月7日）における取組みへの参加について要

請を行った。

③ 社会貢献活動への取組み

「社会貢献ワーキング・グループ」（本年度中、1回開催）において、上記①の「2016年度の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査」の結果及び証券業界のSDGsに関する取組みについて報告し、意見交換を行った。

(2) 寄付への取組み

「寄金ワーキング・グループ」（本年度中、2回開催）における検討結果を踏まえ、寄付要請があった団体のうち、本年度中に10団体に対して寄付を行った。なお、当該寄付案件には、25年12月に証券戦略会議にて承認された「海外留学支援制度」を支援するための寄付も含まれている。

## 17 地区協会に関する事項

(1) 地区別評議会の開催状況

地区別	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	合計
地区別評議会(回)	11	11	6	11	11	11	11	11	11	94

(2) その他地区協会における特記事項

<東京地区協会>

① 東京地区評議会の活動状況

本年度中、東京都以外に本店の所在する地方会員及び東京都内に本店の所在する取引所非取引参加者で構成する「東京地区地方証券等評議会」を4回開催した。また、リテール営業を中心とする会員で構成する「東京地区リテール証券評議会」を5回開催（東京地区評議会との合同開催を含む。）した。

② 他地区との地域交流会

本年度中、地域を隔てた会員間の意見交換を目的として、東京地区と他地区の地域交流会を開催した。

<大阪地区協会>

① 会員との懇談会

本年度中、大阪地区に本店の所在する会員（以下、「大阪地区本店会員」という。）で構成する「本店会員懇談会」を11回開催した（地区別評議会との合同開催）。なお、29年11月の同懇談会は、会員相互の理解を一層深めるため、京都市において開催した。

また、大阪地区本店会員のうち、参加を希望する東京証券取引所非取引参加者で構成する「東証非取引参加者懇談会」を2回開催した。

② 行政当局との懇談会

本年度中、金融庁及び近畿財務局幹部と会員代表者等との懇談会を4回開催した。

③ 地区特別事業

本年度中、「関西経済への貢献に関する検討懇談会」（25年10月設置）を2回開催し、検討の結果、具体的な取組みとして、地区会員の営業員を対象とする「関西企業IRセミナー」を5回、29年9月に「大学生等を対象とする『起業』に関するイベント」を実施した。

また、各界の有識者と会員代表者との間で自由に懇談する「経営者懇談会」を4回、会員各社の内部管理体制整備を支援する「大阪地区内部管理体制研究会」を10回開催した。

このほか、投資による資産形成の推進を図るため、10月4日の「証券投資の日」記念イベント（大阪）に合わせて「未来のための投資セミナー」を開催した。

<東北地区協会>

○ 事務所の開設

東北地区協会事務所を宮城県仙台市に開設した。（29年7月）

## 18 内部統制に関する事項

○ 本協会事務局組織における内部統制システム

本協会事務局組織においては、内部統制システムの整備に関する社内規程を設け、会長をはじめとする常勤役員等で構成するコンプライアンス委員会が、内部統制システムの整備に関する重要な事項を決定している。

この体制のもと、各部署においては、手順書等を定めこれに基づき運用し、運用状況を把握・点検し、改善・見直しを図っている。また、内部監査部門を設け、各部署における業務の執行状況を監査している。

## 19 内部監査に関する事項

○ 本協会事務局組織における内部監査

(1) 部署別監査

① 業務の遂行の状況等に関する監査

各部署における所管業務の適正な遂行の状況及び内部統制システムの整備、運用状況等を重点項

目として、本部5部1室及び全8地区協会を対象に監査を実施し、認められた課題について、その解決に向けた提言を行うとともに、その結果については、代表役員（会長、副会長、副会長・専務理事、以下同じ。）及び常任監事に報告し、改善すべき事項が認められた部署に対して改善措置策の作成を要請した。

また、内部統制システムの整備、運用状況の結果については、コンプライアンス委員会事務局に報告した。

## ② 個人情報の取扱状況に関する監査

個人情報保護体制の整備・運用状況につき、業務の遂行の状況等に関する監査と併せて本部5部1室及び全8地区協会を対象に監査を実施し、その結果については、代表役員及びコンプライアンス委員会事務局に報告した。

## (2) テーマ監査

本年度は、「調達管理及び調達管理委員会に関する規程」等の遵守状況をテーマとして、全ての部署（地区協会を含む）を対象に監査を実施し、認められた課題について、その解決に向けた提言を行うとともに、その結果については、代表役員及び常任監事に報告した。

## (3) 改善措置策の実行状況等のフォローアップ

部署別監査につき、改善措置策の提出があった3部1室を対象にフォローアップを実施し、その実行状況を確認し、代表役員及び常任監事に報告した。

## 20 その他

### (1) 記者会見の開催

報道関係者への情報提供の場として記者会見を計13回（名古屋含む）開催し、本協会における決定事項や様々な取組みについて発表を行った。

### (2) 「日本証券業協会協会長と報道関係者との交流会」の開催

報道関係者に証券界の現状や話題などについてより理解を深めてもらい、また相互の意思疎通を図るため、「日本証券業協会協会長と報道関係者との交流会」を計3回開催した。

### (3) 証券市場全体のBCP（事業継続計画）整備のための取組み

29年10月、午前5時に首都直下地震が発生した想定のもと、日銀ネットの稼働状況が一部ブラインド化されている状況で自社に必要な作業を確認するシナリオにより、参加協会員を対象に、BCP対策委員会等からの情報の提供及び協会員による被災状況の登録等について、BCPWEBを用いた共同訓練を

実施するとともに、各社における関係部署間の連携体制の確認等を目的とした個社ごとの訓練を実施した。

なお、同共同訓練では証券市場BCPの発動に伴い、①公社債市場BCP対策会議における市場慣行の変更推奨の協議、②証券インフラ機関のシステム（㈱日本取引所グループの取引システム、㈱日本証券クリアリング機構及び㈱証券保管振替機構・㈱ほふりクリアリングの清算・決済システム）がバックアップセンターへ切り替えられた場合の対応準備や接続確認等、③金融庁よりBCPWEBの双方向機能を通じた報告要請がなされたことを受け、会員（第一種金融商品取引業者に限る）における対策本部の設営、各社対策本部連絡先並びに本店及びシステムセンターの被害状況の報告、④短資取引約定確認システムにも影響が及ぶシナリオで短期金融市場及び外国為替市場との市場間連携の確認、⑤公社債報告・集計システム、取引所外取引の報告・公表システム及びグリーンシート等システムの稼働確認も行った。

#### (4) 「証券取引等監視委員会創立25周年記念国際コンファレンスディナー・レセプション」の開催

証券取引等監視委員会の創立25周年を記念した「証券取引等監視委員会創立25周年記念国際コンファレンス」（主催：同委員会）の開催に合わせ、本協会の主催により、ディナー・レセプションを開催した。同レセプションには、Ashley Alder IOSCO代表理事会議長をはじめ、IOSCOに参加している海外の規制当局者を含め、100名超の参加を得た。

## 第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等

### 1 総会

#### (1) 定時総会

29年6月21日、定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

第1号議案 「定款」の一部改正の件

第2号議案 平成28年度 事業報告書承認の件

第3号議案 平成28年度 収支計算書承認の件

第4号議案 平成29年度 事業計画書承認の件

第5号議案 平成29年度 収支予算書承認の件

第6号議案 会長、常任理事及び公益委員選任の件

(会員選挙及び特別会員選挙の結果報告の件)

#### (2) 臨時総会

29年10月6日、臨時総会を開催し、次の議案を付議し、原案どおり承認可決した。

議 案 つみたてNISAの広報活動拡充のための平成29年度会員一般会計収支予算の補正について

### 2 理事会

本年度中、理事会を24回開催し、定款諸規則の一部改正、平成28年度事業報告書及び平成29年度事業計画書、平成28年度収支計算書及び平成29年度収支予算書、平成29年度収支決算見込み及び平成30年度収支予算(案)、つみたてNISAの広報活動拡充のための平成29年度会員一般会計収支予算の補正、本協会本部事務所の在り方に関する特別委員会の設置及び本部事務所の移転の方針等、東北地区協会地区特別事業特別会計の廃止、協会予算等に関する中期方針(第4期)及び検討課題、「総合取引所制度等への取組みに関する特別委員会」の解散、新役員等候補者推薦、金融商品取引業者の本協会加入又は脱退など本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

### 3 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会

#### (1) 自主規制会議

本年度中、自主規制会議を18回開催し、自主規制規則の制定・改正、協会員に対する監査・処分等、自主規制の業務運営に関する重要事項について審議・報告を行った。本年度中の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」の制定
- ・ 「個人情報取扱いに関する苦情処理業務規則」の一部改正
- ・ 地場出し・地場受け規制の廃止に係る「協会の従業員に関する規則」等の一部改正
- ・ 新規公開における主幹事就任のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正
- ・ 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正
- ・ 新株予約権の取扱いの明確化に係る「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正
- ・ 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正（アジア地域ファンド・パスポート対応関連）
- ・ 「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の制定及び関係規則等の一部改正等
- ・ グリーンシート銘柄制度の廃止に伴う「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正等
- ・ 取引所外売買における売買停止の運用見直しに係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等に関するパブリックコメントの募集
- ・ 「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」の一部改正に関するパブリックコメントの募集
- ・ 金融商品取引法の改正に伴う本協会諸規則の一部改正（所要の整備）
- ・ 協会の処分
- ・ 平成30年度における協会に対する監査計画
- ・ 平成30年度における協会に対する研修基本計画

また、本年度中、自主規制会議の下部機関である「ATCワーキング・グループ」（20年11月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、日本型ソーシャルレンディングやAIを活用した顧客への投資、証券監督者国際機構（IOSCO）でのフィンテックに関する検討状況について、意見交換を行った。

## (2) 証券戦略会議

本年度中、証券戦略会議を14回開催した。本年度の審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「平成29年度NISA広報実施計画（案）」について
- ・ 反社情報照会システムに係るシステム対応の検討結果について
- ・ 「平成30年度税制改正に関する要望」（案）について
- ・ 平成30年度「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止に係る広報活動計画（案）について
- ・ 「株主総会資料の電子提供制度に係る検討ワーキング・グループ」の設置（案）について
- ・ 平成30年度事業計画案について

また、証券戦略会議の下部機関として設置された懇談会、検討部会及びワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「社会保障・税番号に係る法整備等対応ワーキング・グループ」（23年7月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、株式等振替制度でのマイナンバーの利活用及びマイナンバーに係る今後の周知・広報活動等について検討を行った。

- ② 本年度中、『外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）』及び『共通報告基準（CRS）』への対応に係るワーキング・グループ」（23年4月設置、27年4月改組）では、米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関して、FFI契約に係る登録更新手続き等について確認を行うとともに、外国人口座の自動的情報交換に関する共通報告基準（CRS）に関して、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」における報告手続きの実施に向けて、金融商品取引業者が対応すべき実務上の課題等について検討を行った。

- ③ 本年度中、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」（24年12月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、つみたてNISAの開始に伴う「職場積立NISAに関するガイドライン」、利用規約雛形及び「職場積立NISAに係る実務上の取扱い（Q&A）」の改訂について検討を行った。また、確定拠出年金制度に関し、運用商品の販売・勧誘業務と運営管理業務の兼務禁止の緩和について検討を行った。

- ④ 30年2月、「株主総会資料の電子提供制度に係る検討ワーキング・グループ」を設置した（本年度中、1回開催）。

本ワーキング・グループでは、法務省の法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において検討が行われている、株主総会資料の電子提供制度及び同制度における書面交付請求の仕組み等について検討を行った。

- ⑤ 29年7月、「証券税制に関するワーキング・グループ」を改めて設置した（本年度中、14回開催）。

本ワーキング・グループでは、平成30年度税制改正要望の要望項目等について検討を行った。

- ⑥ 本年度中、「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会」（21年2月設置、自主規制会議と共管）の下部機関のワーキング・グループを3回開催した。本ワーキング・グループでは、反社情報照会システム（反社情報データベース）の安定的な運用及び次期システムのリプレースの準備に向け、検討を行った。

- ⑦ 本年度中、「金融・資本市場統計整備懇談会」（21年6月設置）を1回開催した。

本懇談会では、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、総務省、(株)大和総研及び日本銀行よりそれぞれプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

- ⑧ 本年度中、「証券会社最高情報責任者（CIO）懇談会」（20年9月設置）を2回開催した。

本懇談会では、国のサイバーセキュリティ戦略本部が決定した重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画（講演者：内閣サイバーセキュリティセンター内閣参事官 柳島智氏）、金融庁の金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた実態把握（フェーズ3）の結果（講演者：証券取引等監視委員会事務局証券検査課特別検査官 鈴木博氏）、(株)日本

取引所グループにおけるシステム開発状況（講演者：(株)日本取引所グループ常務執行役 横山隆介氏他）及び金融情報システムセンターが取りまとめた金融機関におけるフィンテックに関する有識者検討会報告書（講演者：(公財)金融情報システムセンター企画部長 小林寿太郎氏）について、講演いただき、意見交換を行った。

また、重要インフラ連絡協議会（内閣サイバーセキュリティセンターが21年2月に設置）へ本懇談会より参加し、情報セキュリティに係る分野横断的な情報共有の推進等について検討を行った。

- ⑨ 本年度中、「証券会社情報セキュリティワーキング・グループ」（21年3月設置）を5回開催した。

本ワーキング・グループでは、金融庁の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施結果及び金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた実態把握（フェーズ3）の結果（講演者：証券取引等監査委員会事務局証券検査課特別検査官 鈴木博氏）について、講演いただき、意見交換を行った。

また、会員におけるシステムリスク管理態勢の整備・充実に資するための施策の一環として、会員において発生した主なシステム障害事案を取りまとめ、類型化の上、会員に対し四半期ごとに周知した。

- ⑩ 本年度中、「NISA推進ワーキング・グループ」（25年3月設置）を4回開催した。

本ワーキング・グループでは、昨年度に策定した「平成29年度NISA広報実施計画」に基づき、29年度におけるNISA広報活動の具体策について検討を行い、また、29年8月、昨年度に策定した「平成29年度NISA広報実施計画」に加え、つみたてNISAの広報を拡充するための広報実施計画の策定案の検討を行った。

さらに、引き続きNISA・ジュニアNISA・つみたてNISAを普及推進するため、「平成30年度NISA広報実施計画」策定の検討等を行った。

### (3) 総務委員会

本年度中、総務委員会を27回開催した。本委員会では、主に定款諸規則の一部改正、本協会本部事務所の移転、本部事務所移転に係る費用負担、平成29年度収支決算見込み、平成30年度予算編成の指針及び収支予算（案）、協会予算等に関する中期方針（第4期）及び検討課題、金融商品取引業者の本協会加入又は脱退、財務分科会の正副委員長及び委員の選任、反社情報照会システムのセキュリティ強化対応に係るシステム化計画（案）、「反社情報照会システムのリプレースに関するシステム検討部会」の設置について、反社情報照会システムのリプレースに係るシステム化計画書（案）、つみたてNISAの広報活動拡充のための平成29年度会員一般会計収支予算の補正、東北地区協会地区特別事業特別会計の廃止等について審議し、理事会に付議又は報告した。

また、本年度中、本協会における調達事案として、反社情報照会システムのセキュリティ強化対応、平成29年度NISA広報活動、平成29年「投資の日」記念イベントの開催、第22回アジア証券人フォー

ラム（東京）の開催、イントラネット再構築（Phase II）、つみたてNISAの広報活動拡充、外務員登録・資格管理システム及び認証基盤の運用・保守、協会WANのリプレース等について審議し、承認した。

本年度中、総務委員会の下部機関である「財務分科会」（16年7月設置）を14回実施した。

本分科会では、平成30年度予算編成の指針（案）の取りまとめ、協会予算等に関する中期方針（第4期）及び検討課題、反社情報照会システムのセキュリティ強化対応に係るシステム化計画（案）、「反社情報照会システムのリプレースに関するシステム検討部会」の設置、反社情報照会システムのリプレースに関するシステム化計画書（案）等について検討を行った。

#### (4) 行動規範委員会

本年度中、行動規範委員会を2回開催し、レセプト債等問題の概要と対応状況、ディスクロージャー誌のインターネット開示、「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の制定及び関係規則等の一部改正等、地場出し・地場受け規制の廃止に係る規則等の一部改正について報告を行った。

#### (5) 金融・証券教育支援委員会

本年度中、金融・証券教育支援委員会を5回開催し、今後の金融・証券教育支援事業の進め方、29年度における各事業の内容、30年度における事業計画等について審議・報告を行った。

また、本年度中、金融・証券教育支援委員会の下部機関として設置している「金融・証券教育支援委員会ワーキング・グループ」（23年10月設置）を3回開催し、29年度における各事業の内容、30年度における事業計画等について実務的観点からの検討を行った。

### 4 証券評議会、業態別評議会及び地区評議会

#### (1) 証券評議会

本年度中、証券評議会を7回開催し、各業態別評議会の実施状況等について報告を受けたほか、本評議会から証券戦略会議に対し、29年5月、「個人投資家応援証券評議会における検討事項について（1.「上場企業による情報開示に関する報告」について、2.「個人型確定拠出年金制度（iDeCo）に関する提言」について）」を報告したほか、30年2月、「休日と市場に関する個人投資家応援証券評議会からの提案について」の報告を行った。

また、証券評議会委員、証券戦略会議議長会社・同副議長会社の担当役員及び金融庁担当課長等をメンバーとする「証券市場に関する諸問題を考える会」を4回開催し、証券市場に関する諸問題について積極的に意見交換等を行った。

なお、29年12月、「大量推奨販売規制に関する個人投資家応援証券評議会からの提案について」及び「広告等の規制に関する個人投資家応援証券評議会からの提案について」の検討を行うため、証券評議会の下に、会員の実務担当者による会合を設置し、本年度中1回、株式販売規制等のあり

方について検討を行った。

## (2) 業態別評議会

### ① リテール証券評議会

本年度中、リテール証券評議会は、幹事会を7回、全体会合を1回開催した。

幹事会においては、前年度から引き続き、「リテール証券会社における人材マネジメントについて」をテーマとし、29年4月に「新たな人材マネジメントの潮流とその具体的事例について～大和証券グループの「働き方改革」を中心に～」(講師：株大和総研 経営コンサルティング本部 コンサルティング・ソリューション第一部長 大村岳雄氏、同副部長 佐井吾光氏)、29年5月に「働き方改革の実現に向けた課題について」(講師：株野村総合研究所 コンサルティング事業本部 パートナー 青嶋稔氏)と題して講演会を実施するとともに、報告書を取りまとめ、委員会社へ報告を行った。

また、「今後のリテール証券のビジネスモデルについて」をテーマとし、29年9月に「働き方改革の実現にむけた生産性改革」(講師：株野村総合研究所 青嶋稔氏)、29年11月に「リテール証券を取り巻く環境について」(講師：株野村資本市場研究所 研究部 主任研究員 宮本佐知子氏)と題して講演会を実施した。

その他、30年3月に「2018年のテクニカルストラテジー 晴れた日に38915円が見える ～高圧経済政策で雲が晴れた。2018年度末に30000円も～」(講師：大和証券株 投資戦略部 担当部長 チーフテクニカルアナリスト 兼 シニアストラテジスト 木野内栄治氏)と題する講演会を実施したほか、金融庁担当課長を招聘し、最近の証券行政等について説明を受け、意見交換を行った。

全体会合においては、本評議会委員及び人事部門等の実務担当者を対象として、30年3月に「新たな人材マネジメントの潮流とその具体的事例について」(講師：株大和総研 経営コンサルティング本部 コンサルティング・ソリューション第一部長 大村岳雄氏、同副部長 佐井吾光氏)をテーマとする講演会及び参加者によるワークショップを開催した。

本評議会の下部機関である「リテール証券における検討ワーキング・グループ」(本年度中、2回開催)においては、「証券会社の収益構造とリテール証券会社の今後の経営について」をテーマとして、これまでの証券会社のビジネスモデルに関する検討状況や委員各社の問題意識等について、意見交換を行ったほか、「米国の証券会社のビジネスモデルと収益構造」(講師：株みずほ総合研究所 金融調査部 金融ビジネス調査室 大木剛氏)と題して、講演会を実施するとともに、リテール証券会社の収益・費用構造の分析結果を報告書として取りまとめた。その後、同ワーキング・グループにおける検討及び前述の報告書を踏まえ、委員会社に対してシステム経費に関する現状についてアンケート調査を実施し、その結果について委員会社へ報告を行った。

### ② ホールセール証券評議会

本年度中、ホールセール証券評議会を4回開催し、「MiFID II (第2次金融商品市場指令)等について」をテーマとし、29年5月に「第2次金融商品市場指令・規則 (MiFID II/MiFIR)」(講師：

PwCあらた有限責任監査法人 資産運用インダストリー・リーダー パートナー 清水毅氏、財務報告アドバイザー部 パートナー 和田安弘氏) と題して、講演会を実施した。

また、「国際的な金融規制及び政治情勢の動向について」をテーマとし、29年9月に「国際金融規制の動向について」(講師:PwC総合研究所 所長 栗原俊典氏)、29年10月に「Conversations around Brexit and the City of London」(講師:駐日英国大使 Paul Madden氏) と題して、講演会を実施した。

その他、金融庁担当課長を招聘し、最近の金融行政について説明を受け、意見交換を行ったほか、(株)東京証券取引所担当者を招聘し、日本取引所グループの最近の取組みについて説明を受け、意見交換を行った。

### ③ インターネット証券評議会

本年度中、インターネット証券評議会を3回開催し、「証券事務・システムの共通化の検討」をテーマとし、29年10月に「ブロックチェーン技術の進展と活用」(説明者:SBI Ripple Asia(株) 代表取締役 沖田貴史氏)、30年3月に「証券コンソーシアムの設立について」(説明者:SBI Ripple Asia(株) 代表取締役 沖田貴史氏、SBIホールディングス(株) 執行役員ブロックチェーン推進室長 藤本 守氏) について説明を受け、意見交換を行った。

また、(株)東京証券取引所担当者を招聘し、日本取引所グループの最近の取組みについて説明を受け、意見交換を行った。

本評議会の下部機関である「インターネット取引における検討ワーキング・グループ」(本年度中、1回開催)では、本評議会の検討状況について情報共有を行うとともに、今後の行動計画等について検討を行った。

### ④ 個人投資家応援証券評議会

本年度中、個人投資家応援証券評議会を11回開催し、「個人投資家応援証券評議会における検討事項について(1.「上場企業による情報開示に関する報告」、2.「個人型確定拠出年金制度(iDeCo)に関する提言)」、「大量推奨販売規制に関する個人投資家応援証券評議会からの提案について」、「広告等の規制に関する個人投資家応援証券評議会からの提案について」及び「休日と市場に関する個人投資家応援証券評議会からの提案について」を取りまとめた。

また、この間の29年8月に「個人投資家の市場参加の促進に向けて」(講師:日本証券経済研究所 理事兼特任研究員 佐賀卓雄氏) と題して講演会を実施した。

## 業態別評議会の参加会員数（延べ）

（単位：社）

業 態 別 評 議 会 名	28年度末	29年度末	増 減 数
リ テ ー ル 証 券 評 議 会	87	85	▲ 2
ホ ー ル セ ー ル 証 券 評 議 会	31	31	0
イ ン タ ー ネ ッ ト 証 券 評 議 会	26	26	0
個 人 投 資 家 応 援 証 券 評 議 会	20	18	0
合 計	162	160	▲ 2

## (3) 地区評議会

本年度中、地区評議会を12回開催し、証券戦略会議における審議事項等について報告を行うとともに、各地区から寄せられた課題等について情報交換を行った。

## 5 分科会・委員会等

## (1) 自主規制企画分科会

本年度中、自主規制企画分科会を12回開催し、自主規制企画分科会の下部機関であるワーキング・グループにおいて検討した事項（「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」の制定、「個人情報取扱いに関する苦情処理業務規則」の一部改正、地場出し・地場受け規制の廃止に係る「協会の従業員に関する規則」等の一部改正、「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の制定及び関係規則等の一部改正等、金融商品取引法の改正に伴う本協会諸規則の一部改正（所要の整備））について審議し、自主規制会議に付議した。

また、自主規制企画分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「自主規制規則の改善等に関するワーキング・グループ」（19年1月設置）を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、前年度の自主規制規則の見直しに関する提案を受け、引き続きいわゆる「地場出し・地場受け規制」に係る、同規制の意義及び不公正取引の防止のあり方等について検討し、「協会の従業員に関する規則」等の一部を改正した。また、『協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則』第4条の考え方を取りまとめ、公表した。

同じく前年度の自主規制規則の見直しに関する提案で寄せられた「取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄に係る説明義務の適用除外」について検討を行った結果、PTSにおける信用取引全体の枠組みがわかってから検討すべきであるとの合意が得られたため、PTSにおける信用取引解禁の議論の動向を確認後、再度議論を行うこととなった。

また、「協会の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の見直し」について、本年度の自主規制規則の見直しに関する提案として寄せられたことから、同規則の実効性や同規則を廃止した場合の管理態勢のあり方等について検討を行った結果、現状維持が妥当として、規則改正を行わないことについて合意が得られた。

また、30年2月6日付で金融庁より公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に関し、本協会の取組みとして、協会のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の参考となる資料を作成することについて合意が得られ、作成方針についての議論が行われた。

- ② 本年度中、「研修編成ワーキング・グループ」（24年9月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、「平成30年度における協会員に対する研修基本計画（案）」を取りまとめた。

## (2) エクイティ分科会

本年度中、エクイティ分科会を10回開催し、新規公開における主幹事就任のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正、新株予約権の取扱いの明確化に係る「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正、グリーンシート銘柄制度の廃止に伴う「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正等、取引所外売買における売買停止の運用見直しに係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等に関するパブリックコメントの募集、金融商品取引法の改正に伴う本協会諸規則の一部改正について審議した。

また、エクイティ分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は、以下のとおりである。

- ① 本年度中、「引受けに関するワーキング・グループ」（18年6月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、新規公開における主幹事就任のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正の検討を行った。

- ② 本年度中、「持株制度に関するワーキング・グループ」（19年11月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、非居住者（外国籍）の従業員持株会等への加入に関する論点の共有を図るための意見交換を行ったほか、「持投資口制度に関するガイドライン」の制定及び平成28年7月4日付日証協（証税）28第49号「従業員等持株会における告知及び法定調書等に係る実務上の取扱いについて」の内容を「持株制度に関するガイドライン」に反映するため、同ガイドラインの一部改正の検討を行った。

- ③ 本年度中、「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」（22年4月設置）を5回開催した。

本ワーキング・グループでは、28年12月に取りまとめられた「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」における議論を踏まえつつ、取引所外取引の売買停止措置のあり方について検討を行い、「上

場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正案を取りまとめた。

### (3) 公社債分科会

本年度中、公社債分科会を8回開催し、国債の決済期間短縮（T+1）化に伴い導入される銘柄後決めGCレポ取引に対応するための「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正、アジア地域ファンド・パスポートに関する国内制度整備等に対応するための「外国証券の取引に関する規則」の一部改正、金融商品取引法の改正に伴う「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」等の一部改正について審議するとともに、社債の取引情報の発表制度において報告事項及び発表事項に「売買の別」を追加するための『「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則』等の一部改正について審議し、自主規制会議に付議した。

また、公社債分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況等は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」（24年8月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、社債の取引情報の発表制度に関して、社債の流動性に与える影響等について検証を行い、『「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則』、「社債の取引に関する報告要領」及び「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の改正について検討を行った。

- ② 本年度中、「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」（17年7月設置）を1回開催した。  
本ワーキング・グループでは、「外国証券の取引に関する規則」の改正について検討を行った。

### (4) 金融商品分科会

本年度中、金融商品分科会を1回開催した。

また、本年度中、金融商品分科会の下部機関におけるワーキング・グループの開催はなかった。

### (5) 規律委員会

本年度中、規律委員会を5回開催し、協会の処分について審議し、自主規制会議に付議した。

### (6) 外務員等規律委員会

本年度中、外務員等規律委員会を6回開催し、協会の外務員等に関する処分等について審議し、会長に報告した。

### (7) 事故確認委員会

本年度中、事故確認委員会を24回開催し、協会から提出された事故調査確認申請書について審議した。

(8) 不服審査会

本年度中、不服審査会を2回開催し、不服の申立てについて審議した。

(9) 外務員等資格試験委員会

本年度中、外務員等資格試験委員会を8回開催し、外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書(シラバス)の更新に係る報告及び不正受験事案に対する措置決定等を行った。

(10) 本協会本部事務所の在り方に関する特別委員会

29年9月、本協会本部事務所の移転に向けた検討を進めていくため「本協会本部事務所の在り方に関する特別委員会」を設置し、本年度中、3回開催した。

また、本部事務所の移転に関わる各種課題について具体的な検討を進めていくため同委員会の下部に「本協会本部事務所の在り方に関する特別委員会ワーキング・グループ」を設置し、本年度中に6回開催した。

同ワーキング・グループでは、「本協会本部事務所の移転の在り方について～本協会本部事務所の在り方に関する特別委員会ワーキング・グループ報告書～」をとりまとめ、本協会の本部事務所の移転に関し、基本的なスタンスとして、①早期移転の必要性、②再移転についての考え方、③移転に関する費用について、④兜町・茅場町の再開発・活性化、⑤「国際金融都市・東京」構想との関係などについて整理を行った。

また、本協会の業務特性を考慮した移転先に求める条件に沿って、具体的な評価項目・評価基準を策定し、複数の物件について、特に非常時における本協会の業務継続やセキュリティ面などから詳細な評価・検証を行うとともに、「協会における非常時のBCP体制の不安を解消し、協会が担う優先継続業務が適切に行われることは証券市場全体にとっても有益であること、また、協会のネットワークやサーバーの安全面の確保や協会員の代表者や外部有識者をメンバーとする重要会議をセキュリティが堅牢な環境で開催することは望ましいと考えられることから、できる限り早期に本部事務所の移転を行うべきである」との取りまとめを行った。

同報告を受け、特別委員会としては、ワーキング・グループの報告書のとおり、協会本部事務所を早期に移転すること、また、移転先候補のうち、「太陽生命日本橋ビル」が最も高い評価となった旨を検討結果とし、理事会に報告を行った。

本委員会及びワーキング・グループは、所期の目的が達成されたことに伴い、30年3月31日付で解散した。

## 6 監事会

本年度中、監事会を6回開催し、本協会の業務の実態につき、監事間で情報の共有を図るとともに、会計監査(四半期監査及び決算監査)等を実施した。29年5月、本協会の業務の執行及び会計に関して監査を行った結果を踏まえ、平成28年度監査報告書を作成した。29年7月、平成29事務年度監事監

査の方針・計画等を策定し、理事会に通知した。また、29年9月、「監事監査規程」を一部改正した。

## 7 人事推薦委員会

本協会の役員候補者並びに自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会の委員候補者を推薦するため、自主規制会議人事推薦委員会を4回、証券戦略会議人事推薦委員会を2回、人事推薦合同委員会を6回開催した。

## 8 懇談会等

### (1) 証券受渡・決済制度改革懇談会

本年度中、「証券受渡・決済制度改革懇談会」を2回開催し、29年7月、本懇談会の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」(21年9月設置)において取りまとめられたT+1化実施日の決定に係る手続等について審議を行った。また、29年9月、本懇談会の下部機関である「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」(21年7月設置)において取りまとめられた「株券等貸借取引に関するガイドライン」及び「株式等におけるフェイルに関する留意事項」について報告を受けた。

### (2) 財務省との懇談会

本年度中、財務省と証券戦略会議との懇談会を2回開催し、最近の経済情勢等について意見・情報交換を行った。

### (3) 会員代表者合同会議（金融庁との意見交換会）

本年度中、会員代表者合同会議を7回開催し、金融庁幹部との意見交換を行った。

### (4) 国際関係懇談会

本年度中、国際関係懇談会（他の会議体(主としてホールセール証券評議会)との合同開催を含む。)を5回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 29年6月、水口金融庁総務企画局審議官が同庁における国際面での最近の取組みについて、また、河野（公財）日本証券経済研究所エグゼクティブ・フェローが最近の国際金融規制改革の動向について説明し、懇談会メンバー等と意見交換を行った。
- ② 29年10月、Paul Madden駐日英国大使がブレグジット及びシティ・オブ・ロンドンについて説明するとともに、懇談会メンバー等と意見交換を行った。
- ③ 29年11月、貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会と合同でESG(Environment, Social, Governance)投資及びグリーンボンド・ソーシャルボンドの動向に関し、René Karsenti国際資本市場協会(ICMA)プレジデント及びPeter Munro市場慣行及び規制政策担当ディレクターが持続

可能性に向けた金融の最新動向について、また、河野経済協力開発機構（OECD）事務次長が、低炭素経済への移行へ向けたグリーンファイナンス・投資の拡大について説明し、懇談会メンバー等と意見交換を行った。

- ④ 29年11月、Simon Baptistエコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU) グローバルチーフエコノミスト・マネージングディレクターが、世界経済の展望について説明するとともに、懇談会メンバー等と意見交換を行った。
- ⑤ 29年12月、Michael S. Piowar米国証券取引委員会(SEC)コミッショナーが来日し、ドッド・フランク法及び米国の金融規制改革の動向について説明するとともに、懇談会メンバー等と意見交換を行った。

#### (5) NISA推進・連絡協議会

本年度中、「NISA推進・連絡協議会」を2回開催した。本協議会での主な検討状況は、次のとおりである。

- ① 29年5月、「積立NISA」の表記について検討を行い、「つみたてNISA」に統一することを決定した。
- ② 29年8月、つみたてNISAの導入を踏まえ、「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」を改訂した。
- ③ 29年9月、「職場積立NISAに関するガイドライン」及び利用規約雛形を改訂した。また、29年11月、「職場積立NISAに係る実務上の取扱い（Q&A）」を改訂した。
- ④ 29年9月及び30年3月、職場積立NISAの導入状況等について取りまとめ、公表した。

#### (6) つみたてNISA推進・ハイレベル協議会

本年度中、「つみたてNISA推進・ハイレベル協議会」を2回開催した。本協議会では、金融庁、金融関係の各業界団体及び個別の金融機関におけるつみたてNISAの普及・推進のための取組み等が共有されており、本協会からは、つみたてNISA導入に伴う「NISAに係る実務上の取扱い」やガイドライン等の見直し、TVCMをはじめとする広報活動等について説明した。

#### (7) 証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会等

29年9月、証券業界としてSDGsで掲げられている社会的な課題に積極的に取り組んでいくため、本協会会長の諮問機関として「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」を設置し、本年度中、2回開催した。

また、本懇談会における検討テーマを個別に検討するため、本懇談会の下部機関として「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」、「働き方改革そして女性活躍支援分科会」及び「社会的弱者への教育支援に関する分科会」を設置した。

これらの分科会の検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」を、3回開催した。本分科会においては、

ESG投資やインパクト・インベストメント（グリーンボンド、ソーシャルボンド等）の国内外における動向を踏まえ、その普及・拡大に向けた方策等について意見交換を行った。

- ② 本年度中、「働き方改革そして女性活躍支援分科会」を、2回開催した。本分科会においては、生産性の向上や働きがいのある職場環境の整備、女性雇用の推進、女性管理職の育成、人材マネジメントなどの分野における会員の取組事例を紹介し、意見交換を行った。
- ③ 本年度中、「社会的弱者への教育支援に関する分科会」を、3回開催した。本分科会においては、我が国における子供の貧困の現状を踏まえ、次世代を担う子供達が、経済的困難を抱えていても、未来に希望を持って成長できる社会の実現に向けた支援策について検討を行った。

#### (8) BCP対策委員会

本年度中、証券市場BCPフォーラムのBCP対策委員会を4回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 29年度の証券市場BCP共同訓練を行うにあたり、証券インフラ機関のシステムの切り替えに係る市場参加者等における業務影響を検討するためのポイントのほか、公社債報告・集計システム、取引所外取引の報告・公表システム及びグリーンシート等システムの稼働状況を踏まえた自社対応訓練及び他市場（短期金融市場及び外国為替市場）との連携等を踏まえた共同訓練手順等について検討を行った。
- ② 30年3月、29年度のBCP対策委員会の活動報告書の取りまとめを行った。

#### (9) 東京国際金融センターの推進に関する懇談会等

本年度中、「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」（26年9月設置）と本懇談会の下部機関である「資産運用等に関するワーキング・グループ」（27年9月設置）の合同会合を1回開催した。

本合同会合では、27年9月に同懇談会が公表した「東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書」及び28年6月に同ワーキング・グループが公表した「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」において提言された取組みについて、各関係機関による対応に係る報告及び検討を行った。

#### (10) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会

本年度中、「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会（旧「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」（21年9月設置））を1回開催し、本協会や警察・行政等の関係機関における投資詐欺の被害防止に係る対応状況等の情報共有・交換を行った。

#### (11) PTS信用取引検討会

本年度中、「PTS信用取引検討会」（29年2月設置）を4回開催し、28年12月公表の金融審議会市場ワーキング・グループ報告書を踏まえたPTSにおける信用取引のあり方について、関係する実務

担当者等において検討を行い、29年6月、関係者間の連携の大枠について合意に至ったPTS信用取引残高等の集計・報告、PTS信用取引に係る規制措置、自主規制規則による対応等に関し「PTS信用取引検討会 報告書」を取りまとめ、公表した。その後、引き続き、PTS信用取引の適切なスキームの構築についての検討に協力した。

#### (12) 株主コミュニティ制度に関する懇談会

30年3月、非上場株式に対する関係者のニーズ及び認識を共有し、株主コミュニティ制度の更なる利活用に向けた課題・問題点の洗出しと具体的な方策等についての意見交換を行うため、「株主コミュニティ制度に関する懇談会」を設置した。

## 9 役員等

### (1) 会長、副会長等の就退任

- ① 29年6月30日付退任 稲野和利氏（会長）、古賀信行氏、鈴木茂晴氏、森本学氏（副会長）、岳野万里夫氏（専務理事）
- ② 29年7月1日付就任 鈴木茂晴氏（会長）、日比野隆司氏、森田敏夫氏、森本学氏（副会長）、岳野万里夫氏（副会長・専務理事）

### (2) 会員理事・特別会員理事・会員監事の就退任

- ① 29年4月1日付就任 小山田隆氏（特別会員理事）
- ② 29年6月14日付退任 小山田隆氏（特別会員理事）
- ③ 29年6月30日付退任 菊池廣之氏（会員理事）、小林一彦氏、斉藤透氏（会員監事）
- ④ 29年7月1日付就任 菊池廣之氏（会員理事）、平野信行氏（特別会員理事）、小林一彦氏、斉藤透氏（会員監事）
- ⑤ 30年3月31日付退任 平野信行氏（特別会員理事）

### (3) 執行役の就退任

- ① 29年6月30日付退任 平田公一氏（専務執行役）、村井毅氏、北村伸司氏、山内公明氏（常務執行役）、石倉宏一氏、菊地鋼二氏（執行役）
- ② 29年7月1日付就任 平田公一氏（専務執行役）、村井毅氏、山内公明氏（常務執行役）、石倉宏一氏、菊地鋼二氏（執行役）

(注) 29年3月28日及び6月30日を選挙期日とする特別会員選挙で特別会員理事選出、6月16日を選挙期日とする会員選挙で会員理事及び会員監事選出、6月21日の定時総会で会長及び常任理事選出。